

第26期

報 告 書

2025年4月1日▶2026年3月31日

目次

事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書

当社ウェブサイト

<https://www.awi.co.jp/ja/ir/stock/investor.html>



地球の恵みを、社会の望みに。



エアウォーター株式会社

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかに回復した一方、物価上昇や為替・金利動向の不安定さ、海外経済の減速懸念や地政学的リスクの高まりなどにより、先行き不透明な状況が続きました。このような経営環境の中、当社グループは2025年6月10日付で新中期経営計画「terrAWell 30 2nd stage」(2025年度から2027年度)を公表し、従来の売上収益拡大を中心とした成長戦略から、資本効率および収益性を重視した経営への転換を進めてまいりました。

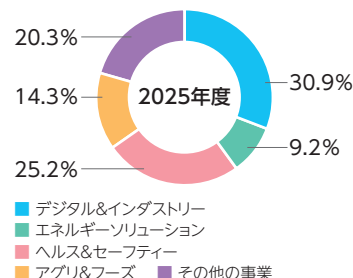
その一環として、事業全般で価格マネジメントの徹底や低収益事業の見直しを進めるとともに、成長市場であるデジタル・半導体分野ならびにインドにおける産業ガス事業への戦略的投資を実施いたしました。加えて、脱炭素やアグリ分野をはじめとする社会課題の解決に貢献する新たな事業機会の創出に取り組みました。

事業業績といたしましては、徹底した原価低減と価格マネジメントの実践により、エネルギーソリューション分野をはじめ、物流事業および電力事業において収益力の強化が進展しました。また、連結子会社の増加によりヘルス&セーフティー分野の業績が拡大しました。しかしながら、海外を中心とした事業領域で減損損失を計上したことが営業利益に大きな影響を与える結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上収益は、1兆667億9千5百万円（前年比5.3%増）、営業損失は▲371億5千7百万円（前期は625億3千8百万円の営業利益）、親会社の所有者に帰属する当期損失は▲639億4千9百万円（前期は399億2千9百万円の親会社の所有者に帰属する当期利益）となりました。各事業別の概況は2ページから4ページに記載いたします。

なお、本事業報告に記載する過年度の財務数値およびこれに基づく増減率等は、過年度の不適切な会計処理に係る訂正を反映した修正再表示後の数値に基づいております。当該不適切会計に伴う影響については、特別調査委員会による調査結果に加え、自主点検対応（決算数値及び会計処理の再点検を含む）の結果を踏まえ、これらを併せた一時影響額を当期及び過年度の業績に反映しております。また、これらに係る調査関連費用として130億3千6百万円を計上しております。また、過去の投資案件について、事業環境及び将来収益性を踏まえて事業計画を見直し、回収可能性を検討した結果、海外事業を中心としたのれん及び固定資産等に係る減損損失として1,079億8千1百万円を計上しております。また、これらに加え、新規連結に伴う段階取得差益として123億2千5百万円を認識しております。

●セグメント別売上収益構成比



連結業績ハイライト

●売上収益

10,668億円

前年比 537億円 ▲

●営業損失

▲372億円

前年比 997億円 ▼

●親会社の所有者に帰属する当期損失

▲639億円

前年比 1,039億円 ▼

(注) 1, 前年比較に用いた前期(第25期)数値は、修正再表示後の数値です。

2, 連結業績ハイライトは、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

3, 構成比グラフは小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は100%とはなりません。

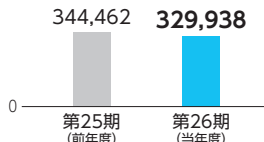
地球環境

デジタル & インダストリー

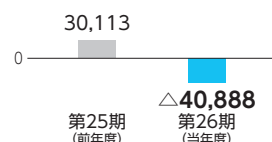


高効率小型液化酸素・窒素製造装置 [VSU]

■売上収益 (単位：百万円)



■セグメント利益(△損失) (単位：百万円)



インダストリアルガスは価格マネジメントの効果が寄与したものの、ガスプロダクツでは一部高炉の停止等により供給量が減少しました。デジタルは生成AI向け半導体関連製品などの増販や機能材料の販売回復により順調に推移しました。一方、グローバルエンジニアリングでは、インドで主要顧客の高炉メンテナンスが長期化しプラント稼働が不安定となったほか、北米の低温機器は一部事業を見直し、高出力UPSにおける非常用発電機は競争激化により低調に推移しました。当セグメントは、のれん及び固定資産の減損損失、海外低温機器の一部撤退費用を織り込んでおります。

以上の結果、当事業の売上収益は3,299億3千8百万円(前年比4.2%減)、セグメント損失は408億8千8百万円(前年同期は301億1千3百万円のセグメント利益)となりました。

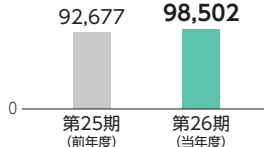
地球環境

エネルギーソリューション

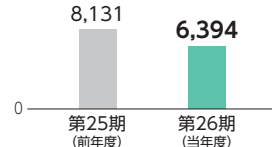


二次基地タンク

■売上収益 (単位：百万円)



■セグメント利益 (単位：百万円)



エネルギーソリューションは、LPガス・灯油の販売単価改定や付帯サービス料金の見直し効果に加え、主力の家庭向けの販売数量が増加しました。グリーンイノベーションは、炭酸ガスで原料ガス不足の影響を受ける中、安定供給に努め、価格マネジメント効果等により順調に推移しました。水素はデータセンター需要を背景に電子産業向けを中心に販売数量が拡大しました。

当セグメントは、グリーンイノベーションユニットにおける固定資産の減損損失による一時影響額を織り込んでおります。これらの結果、売上収益は前期を上回りましたが、営業利益は前期を下回りました。

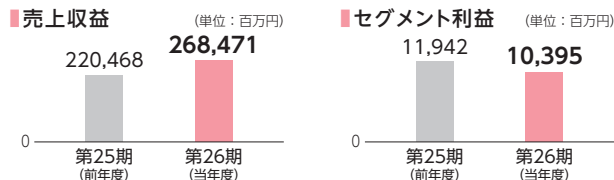
以上の結果、当事業の売上収益は985億2百万円(前年比6.3%増)、セグメント利益は63億9千4百万円(前年比21.4%減)となりました。



医療用酸素

当セグメントは、デンタルケアを中心としたのれん等の減損損失による一時影響を織り込んでおります。これらの結果、売上収益は前期を上回りましたが、営業利益は前期を下回りました。

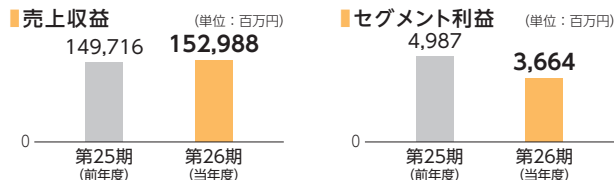
以上の結果、当事業の売上収益は2,684億7千1百万円（前年比21.8%増）、セグメント利益は103億9千5百万円（前年比13.0%減）となりました。



メディカルプロダクツは、医療用酸素の販売強化に努めたものの、病院・医療市場における需要減の影響を受け、厳しい状況で推移しました。防災は、ガス消火設備工事が好調に推移しました。在宅ヘルスケアは注射針や衛生用品の販売が順調に推移しました。デンタルケアは歯科業界の高度デジタル化を背景に歯科材料等の取扱いが増加しました。また第3四半期より、歯科材料・用品の通信販売事業を新規連結しております。



収穫風景



アグリユニットは、青果小売で店舗運営の合理化を進めた一方、青果流通では北海道産馬鈴薯の販売が期後半に大きく減少し、期全体では横ばいで推移しました。フーズユニットは、大手量販店向けのハム・デリカの販売強化やコンビニエンスストア向けスイーツの生産性改善により堅調に推移し、飲料も主要顧客向け清涼飲料水の生産伸長により堅調に推移しました。

当セグメントは、フーズユニットを中心としたのれん等の減損損失による一時影響額を織り込んでおります。

以上の結果、当事業の売上収益は1,529億8千8百万円（前年比2.2%増）、セグメント利益は36億6千4百万円（前年比26.5%減）となりました。

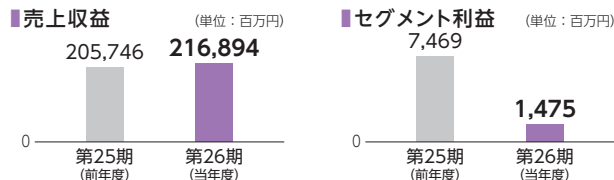
その他の事業



業務用塩



千葉低温物流センター



【海水事業】 製塩では期後半から価格マネジメントによるコスト上昇分の吸収に取り組んだほか、水処理工事では受注案件の増加などにより、堅調に推移しました。

【電力事業】 小名浜バイオマス発電所の主要な発電燃料であるP K S（パーム椰子殻）調達価格が燃料費の抑制に寄与したほか、計画外停止ゼロによる安定稼働も加わり、順調に推移しました。

【専門商社事業】 電子部品や先端半導体向けの受注増を中心に、堅調に推移しました。

【物流事業】 食品物流の主要顧客における受託料金の適正化が進展したほか、米穀物流の新規受託などにより、堅調に推移しました。当セグメントは、海水事業及び電力事業における固定資産の減損損失による一時影響額を織り込んでおります。これらの結果、売上収益は前期を上回りましたが、営業利益は前期を下回りました。

以上の結果、当事業の売上収益は2,168億9千4百万円（前年比5.4%増）、セグメント利益は14億7千5百万円（前年比80.3%減）となりました。

【当期の売上収益およびセグメント利益】

事業区分	売上収益		セグメント利益又は損失 (△)	
	金額 (百万円)	前年比 (%)	金額 (百万円)	前年比 (%)
デジタル&インダストリー	329,938	95.8	△40,888	—
エネルギーソリューション	98,502	106.3	6,394	78.6
ヘルス & セーフティー	268,471	121.8	10,395	87.0
アグリ & フーズ	152,988	102.2	3,664	73.5
その他の事業	216,894	105.4	1,475	19.7
(調整額)	—	—	△18,197	—
合計	1,066,795	105.3	△37,157	—

- (注) 1.セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去および各報告セグメントに配分していない当社本社部門の損益に係るものであります。
- 2.当連結会計年度より、従来「その他の事業」に区分していた海外産業ガス（インド・北米）、高出力UPS事業及び国内のエンジニアリング事業を「デジタル&インダストリー」に、「デジタル&インダストリー」に区分していた炭酸・水素事業を「エネルギーソリューション」に、「デジタル&インダストリー」に区分していたマグネシア事業及びエレクトロニクス関連向け専門商社事業を「その他の事業」に移管しました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は736億6百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

- ①当連結会計年度において完成した主要設備
 - ・海外のオンサイトガス供給設備（インド タミル・ナドゥ州）
- ②当連結会計年度において継続中である主要設備
 - ・オンサイトガス供給設備（岩手県北上市）
 - ・液化ガス発生装置（岩手県北上市）
 - ・海外のオンサイトガス供給設備（インド 西ベンガル州）
 - ・バイオマス自家発電設備（香川県坂出市）

(3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、投資資金および借入金の返済資金等に充当するため、金融機関からの借入金による資金調達を行いました。また、機動的かつ安定的な資金調達により財務基盤の安定化を図ることを目的として、金融機関との間で総額1,130億円のコミットメントライン契約を締結しました。なお、株式会社日本海水TTS荻田パワー（保証人：株式会社日本海水）のコミットメント付タームローンによる借入については、財務制限条項に抵触しておりますが、現時点では期限の利益喪失条項を適用する旨の通知は受けておりません。今後も主要取引金融機関に適切に情報開示を行い、十分なコミュニケーションを行っていくことで、継続的な支援が得られるものと考えております。

(4) 対処すべき課題

当社は、2025年7月に、連結子会社において在庫を巡る不適切な会計処理を自主点検により発見いたしました。その後、社内調査を進める中で、同年9月に複数の連結子会社および当社の事業部門でも在庫や貯蔵品等で不適切な会計処理を発見し、会計監査人による監査の実施過程でもこれらの会計処理に対し指摘を受けました。

これを受け、当社は、2025年10月に、独立した外部専門家（弁護士および公認会計士）からなる特別調査委員会を設置して当社グループ全体を対象にした調査を開始するとともに、同年11月に取締役会の諮問機関として経営改革委員会^{*1}を設置し、同委員会からの答申を受け、社外取締役からの取締役会議長選任および経理・財務統括責任者の設置等の経営体制の一部見直しを実施いたしました。その後、2026年4月3日付で公表した「特別調査委員会による調査報告書の公表に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会による調査の結果、2019年度から2025年度上半期までの期間において、当社グループにおいて不適切な会計処理が行われていた事実に加え、その一部に経営トップやマネジメント層の関与が認められました。また、特別調査委員会からは、一部調査未了であった事項につき、2026年6月19日付で追加調査報告書を受領しております。さらに、不適切会計事案に係る責任の明確化を図るため、2026年6月19日開催の取締役会および監査役会において責任調査委員会^{*2}の設置を決定いたしました。同委員会において、当社の現旧の取締役および監査役の法的責任の有無について調査・検討を行っており、その報告・提言を踏まえ、必要な対応を検討してまいります。

当社は、特別調査委員会の調査報告書で指摘された原因分析および再発防止策の提言を真摯に受け止め、経営改革委員会にて検討・審議を重ねたうえで、2026年4月3日付で「再発防止策（詳細版）の策定に関するお知らせ」を公表いたしました。現在、当社におきましては公表した再発防止策の実行を経営の最優先課題として、「企業風土改革」「ガバナンス改革」「経営管理基盤、内部統制の再構築」「全社戦略の見直し（事業ポートフォリオの見直し）」の4項目を柱とする再発防止策を推進し、経営の透明性と健全性を高め、社会的信頼の回復に全力で取り組んでおります。

なお、本件事案を受け、当社は2026年5月1日付で東京証券取引所より特別注意銘柄に指定されたことにより、現在改善計画の策定を進めており、原則として指定から1年経過後に、内部管理体制の整備・運用状況について審査が行われ、改善状況に応じて指定の解除または継続が判断されます。

※1：弁護士および公認会計士ならびに社外監査役、取締役、経営幹部
および内部監査部門責任者等で構成

※2：当社および調査対象者と利害関係を有しない弁護士3名で構成

特別注意銘柄指定解除に向けた改善計画に関して

上記のとおり、特別注意銘柄指定を受け、東京証券取引所による内部管理体制等に関する審査が行われることとなっております。当社は、特別注意銘柄の指定解除に向け、特別調査委員会の調査報告書において指摘された原因分析および再発防止策の提言を踏まえ、企業風土、ガバナンスおよび内部管理体制等の改善を目的とした改善計画を策定することとし、その策定および「改善計画・状況報告書」の提出に向けた基本方針を2026年5月29日付で「改善計画の策定方針に関するお知らせ」として公表いたしました。

この策定方針に基づき、当社は企業風土改革、経営体制・ガバナンスの適正性、役員体制（取締役・監査役）および選任プロセス、グループ全体の内部管理体制（内部監査・子会社管理を含む）の整備・運用等について、以下のプロセスおよびスケジュールにて、外部専門家の支援も受けながら再発防止策ならびに改善計画を策定し、改善計画・状況報告書を提出いたしました。

改善計画プロセスおよびスケジュール

- ①特別調査委員会の調査報告書（2026年2月9日時点）等に基づく再発防止策（骨子）の策定と実施・運用に向けた取り組み：2026年2月13日（実施済み）
- ②特別調査委員会の調査報告書等に基づく再発防止策（詳細版）の策定と実施・運用に向けた取り組み：2026年4月3日（実施済み）
- ③特別注意銘柄指定措置に伴う改善計画の策定方針の決定：2026年5月29日（実施済み）
- ④日本取引所自主規制法人へ改善計画・状況報告書ドラフトの提出：2026年6月15日（実施済み）
- ⑤改善計画・状況報告書の適時開示：2026年7月31日（実施済み）

また、各改善計画の骨子は以下のとおりです。

(1) 企業風土改革

当社は、コンプライアンスを最重視し、「健全で風通しがよく、正しい行動を促す」企業風土に向けた抜本的改革が必要であると考え、経営トップ（代表取締役）が企業風土改革に向けた覚悟を表明するとともに、経営理念やパーパスを再認識し、従業員との直接対話によるグループ全体への浸透を図っております。また、組織の役割、管掌とその責任を明確化し、報告プロセスを再構築しております。コンプライアンス最重視の経営体制の構築の観点からは、経営トップ・マネジメント層の意識の向上・強化を図り、グループ全社に向けた経営トップ・マネジメント層による継続的発信、グループ会社従業員との直接対話による意思の共有と従業員の意識向上に努めております。さらに、心理的安全性が確保された組織作りと、誰もが互いを尊重し合い、自由闊達に意見を言える風土の醸成に向けて、コミュニケーションの改善に取り組んでおります。

その他、適切な業績目標の設定と過度な業績プレッシャーの排除、教育・研修（倫理・会計リテラシー）の抜本強化、内部通報制度の強化に取り組んでおります。

(2) ガバナンス改革

当社は、取締役会においてグループ全体の内部統制上の問題点を抽出・把握し、改善に向けたガバナンス体制を再構築するなど、取締役会の監督機能を強化するための取り組みを進めております。また、経営トップの重要意思決定に対する監督・牽制機能を強化するために、取締役会議長を独立社外取締役から選任するとともに、これを支える事務局体制を整備いたしました。さらに、監督機能強化を意図した取締役構成へ見直すべく、管理・監督機能強化を推進する取締役を選任するとともに、独立社外取締役の増員および独立社外取締役の比率を高めることとし、2026年6月29日開催の第26期定時株主総会において取締役選任議案が原案どおり承認されたことにより、取締役8名中5名が独立社外取締役となりました。これにより、取締役会の独立性、監督機能は大きく向上しました。

監査役会の監査機能を強化するために、リスクベースに基づく監査計画の見直しや、監査補助者の配置、また必要に応じて外部の不正・会計専門家を活用していくなど、監査役会の体制・機能強化に取り組んでおります。さらに、常勤監査役の増員や財務・会計の専門家である公認会計士および危機管理・コンプライアンスに関する高度な見識と豊富な経験を有する人材の新たな招聘による監査役体制の強化を図ることを目的に監査役候補者を選任し、第26期定時株主総会において監査役選任議案が原案どおり承認されたことにより、監査役6名中3名が独立社外監査役、常勤監査役は3名となりました。

指名・報酬委員会は、独立社外役員のためのメンバー構成に変更するとともに、その役割を強化し、取締役選任プロセスの明確化やCEOサクセッションプランの全体像の構築などに取り組んでおります。また、取締役の質の向上のため、外部機関が提供する研修プログラムに、社内外の現任取締役および新任取締役が継続的な受講を目的とした、研修・教育計画を策定し、実施しております。

(3) 経営管理基盤、内部統制の再構築

当社は、事業部門に対する管理・牽制機能を強化するため経理・財務統括責任者を設置いたしました。また、会計および開示実務に関する十分な知識・経験を有する人材の配置・増員や、分掌・承認・牽制が整備された業務プロセスの再構築、経理部員に対する継続的な教育・研修の実施など、経理部を中心とした管理部門の機能強化に取り組んでおります。

内部統制の強化に向けては、子会社における業務フローの整備や、上場企業の子会社として適切な会計業務を行うための十分な知識・経験を有する人材の配置・増員、在庫および売上管理等の不適切な会計処理がされうる領域の定期的な妥当性検証とモニタリングの実施など、グループ全体を俯瞰した内部統制の再構築を行っております。また、内部監査室に内部監査業務

を適切に遂行できる十分な知識・経験を有する人材を配置・増員し、内部監査室メンバーに対して継続的な研修を実施するなど、内部監査機能の強化に取り組んでおります。

(4)全社戦略の見直し（事業ポートフォリオの見直し）

当社は産業ガスを祖業とし、関連する産業分野の裾野の広さを活かして多角化を進め、全天候型経営による安定的な成長を目指してまいりました。一方で、多角化の広がり・グループ会社数の増加に伴って、自社グループのコアコンピタンスが不明瞭になったことも事実であり、全社戦略を見直すうえで、今一度グループの強みを再定義する必要があると認識しております。当社のコアコンピタンスを見直す場として、全社事業戦略会議を新設し、定期的を開催することで、経営トップ、事業責任者だけでなく、社外を含む取締役も参加し、当社のコア／ノンコアを再定義するとともに、全社事業戦略を定量的、定性的に議論し、決定いたします。

また、コアコンピタンスを活かした「既存事業の深化」と「新規事業の進化」を念頭に、事業ポートフォリオ改革を推進してまいります。2026年2月よりポートフォリオ管理委員会を発足し、当社ポートフォリオの評価軸を定めるとともに、事業性・コアコンピタンス・ガバナンスなどの観点から各事業の取組み方針（成長／改善／統合等）および今後の全社戦略における各事業の位置づけについて協議しております。戦略的な投資配分について、事業領域毎の投資可能枠の設定や、ガバナンス強化、IT・技術開発投資など、当社の成長に欠かせない領域の投資枠についても、同管理委員会での議論を開始しております。

さらに、事業性のみならずグループ全体のガバナンスの観点からもグループ会社の適正化・再構築を行います。グループ会社全社に対して上場企業基準のグループガバナンスの徹底を最重要視し、その方策の一つとして事業特性が同じ会社の統合を進めます。一方で当社のコアコンピタンスに合致せず、事業撤退の判断となった会社はベストオーナーに対し適切なプロセスを経て事業譲渡を推進し、2028年度中の完了を目標といたします。

株主の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。上記に記載の改善計画を着実に推進し、経営の透明性と健全性を高め、社会的信頼の回復を最優先としつつ、中長期的な企業価値の向上の実現に全力を尽くしてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

国際会計基準 (IFRS)

区 分	第23期 2022年度	第24期 2023年度	第25期 2024年度	第26期 2025年度 (当連結会計年度)
売 上 収 益 (百万円)	953,992	966,374	1,013,070	1,066,795
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	22,716	58,998	62,538	△37,157
親会社の所有者に帰属 する当期利益又は親会 社の所有者に帰属する 当期損失 (△) (百万円)	9,268	36,637	39,929	△63,949
基本的1株当たり当期利益 又は当期損失 (△) (円)	40.83	160.79	174.58	△279.01
資 産 合 計 (百万円)	1,086,628	1,187,303	1,210,110	1,216,287
資 本 合 計 (百万円)	381,881	439,910	458,224	410,970
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,612.27	1,846.90	1,929.76	1,702.38

(注)1. 過年度決算に関し、不適切な会計処理が判明したため、第23期から第25期までの数値は訂正後の数値を記載しております。

2. 基本的1株当たり当期利益又は当期損失 (△) は、期中平均発行済株式の総数 (自己株式を控除した株式数) により、また、1株当たり親会社所有者帰属持分は、期末発行済株式の総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しております。
3. 基本的1株当たり当期利益又は当期損失 (△) および1株当たり親会社所有者帰属持分は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在) ※印は、子会社による間接所有を含む比率です。

会 社 名	本社所在地	資本金 (百万円)	当社の出資 比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
地 域 事 業 会 社				
エア・ウォーター北海道株式会社	北海道 札幌市	2,000	100.0	産業ガス、医療用ガス、L P ガスおよび関連機器の販売会社の経営管理ならびに業務受託
エア・ウォーター東日本株式会社	東京都 港区	2,000	100.0	産業ガス、医療用ガス、L P ガスおよび関連機器の販売
エア・ウォーター西日本株式会社	大阪府 大阪市	2,000	100.0	産業ガス、医療用ガス、L P ガスおよび関連機器の販売
デジタル&インダストリー				
エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社	神奈川県 川崎市	100	100.0	電子材料、基礎化学品、食品機能材料の開発・製造および販売
エア・ウォーター・マツハ株式会社	長野県 松本市	299	100.0	工業用ゴム製品および樹脂製品の製造・販売等
エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社	北海道 札幌市	20	※ 100.0	産業ガス、医療ガスおよび関連機器の販売
エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社	神奈川県 平塚市	300	100.0	半導体関連装置およびP S A 式窒素ガス発生装置の製造・販売
エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社	大阪府 大阪市	100	100.0	産業ガスの製造および関連設備、機器の設計・製作・メンテナンス
日 本 電 熱 株 式 会 社	長野県 安曇野市	95	100.0	各種産業用電熱機器および関連制御機器の製造・販売
エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社	大阪府 堺市	300	100.0	各種ガス発生装置、L N G 関連装置の設計・製作・販売・メンテナンス
AIR WATER INDIA PVT. LTD.	西ベンガル州 (インド)	28,290 百万イン ドルピー	※ 100.0	インドにおける産業ガスの製造・販売
AIR WATER AMERICA INC.	ニュージャージー州(米国)	0.01 U S ドル	100.0	北米における産業ガス関連事業の企画・運営・管理
エネルギーソリューション				
エア・ウォーター・グリーンデザイン株式会社	東京都 港区	480	100.0	水素、液化炭酸ガス、ドライアイスの製造・販売
エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社	北海道 札幌市	20	※ 100.0	L P ガス・灯油の販売および関連機器販売、電気小売供給

会 社 名	本社所在地	資本金 (百万円)	当社の出資 比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
ヘルス & セーフティー				
エア・ウォーター防災株式会社	兵庫県 神戸市	1,708	100.0	医療用ガス配管工事、呼吸器・消火装置等の設計・製造・販売
川 本 産 業 株 式 会 社	大阪府 大阪市	883	100.0	衛生材料、医療用品等の製造・販売
エア・ウォーター・リアライズ株式会社	東京都 中央区	400	100.0	エアゾール製品のOEM、化粧品のOEM/ODM、注射針の製造・販売
株式会社歯愛メディカル	石川県 能美市	10	77.8	歯科診療用品全般の通信販売・卸売
アグリ & フーズ				
ゴールドパック株式会社	東京都 品川区	303	100.0	果実・野菜飲料、清涼飲料水などの製造・販売
エア・ウォーターアグリ&フーズ株式会社	東京都 品川区	250	100.0	ハム・デリカ製品、総菜、冷凍野菜等の企画、輸入、仕入・開発・販売
株 式 会 社 九 州 屋	東京都 八王子市	277	61.1	野菜、果物専門店の運営およびスーパーマーケットの運営
株 式 会 社 プ ラ ス	和歌山県 田辺市	142	67.0	農産物、水産物、畜産物、加工品、雑貨の委託販売業務
そ の 他 の 事 業				
エア・ウォーター物流株式会社	北海道 札幌市	177	100.0	高圧ガス物流、一般貨物物流、食品物流、血漿・医薬品輸送、産業廃棄物の収集・処理、流通・加工サービス
エア・ウォーター・マテリアル株式会社	東京都 港区	150	※ 99.9	半導体製造薬品、化学工業薬品、ワイヤーハーネス、電気・電子材料の販売・輸出入
タテホ化学工業株式会社	兵庫県 赤穂市	450	100.0	マグネシウム化合物、カルシウム化合物、セラミックスの製造・販売
株 式 会 社 日 本 海 水	東京都 千代田区	1,319	100.0	塩、副産物の製造・販売、環境事業、電力事業、食品事業

(注)1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

- エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社は、2025年4月1日付で、エア・ウォーター・ライフサポート株式会社の事業の一部を吸収分割により承継し、同日付をもって商号変更しています。
- 川本産業株式会社は、2025年5月14日付で、東京証券取引所スタンダード市場への上場を廃止し、同年5月16日付で、当社の完全子会社といたしました。
- 当社の持分法適用関連会社であった株式会社歯愛メディカルは、2025年8月8日より実施した株式公開買付けの結果、同年10月14日付で連結子会社となりました。なお、同社は同年12月15日付で東京証券取引所スタンダード市場への上場を廃止しております。

(7) 他の会社の株式の取得の状況

当社は、歯科医療関連事業の強化等を目的として、2025年10月14日に株式会社歯愛メディカルの普通株式を公開買付けにより追加取得し、同社を連結子会社といたしました。

(8) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	ユニット	主要な製品・事業内容
デジタル&インダストリー	インダストリアルガス	産業ガス（酸素・窒素・アルゴン・水素・ヘリウム等）、産業ガス関連機器・工事
	ガスプロダクツ	鉄鋼向けオンサイトガス供給
	デジタル	半導体メーカー向け産業ガス供給、特殊ガス・ケミカル、関連機器、機能化学品、基礎化学品等
	グローバルエンジニアリング	産業ガス・産業ガス関連機器（インド・北米他）、エンジニアリング、高出力UPS（無停電電源装置）
エネルギーソリューション	エネルギーソリューション	炭酸ガス、水素、LPガス・灯油、LPガス関連機器、LNG、LNG関連機器
	グリーンイノベーション	バイオメタン、低炭素・脱炭素関連の事業開発
ヘルス & セーフティー	メディカルプロダクツ	医療用ガス、医療機器、在宅医療
	防災	病院設備工事、ガス系消火設備、呼吸器
	在宅ヘルスケア	衛生材料、エアゾール・化粧品のおEM受託、注射針
	デンタルケア	歯科材料
アグリ & フーズ	アグリ	野菜加工、青果卸・小売・産直市場、農業機械
	フーズ	ハム・デリカ、冷凍食品、スイーツ
	飲料	飲料のおEM受託、飲料の製造・販売
その他の事業	海水	塩、環境、木質バイオマス発電（兵庫県赤穂市、福岡県荻田町）、マグネシア
	電力	木質バイオマス発電（福島県いわき市）
	専門商社	エレクトロニクス関連専門商社
	ロジスティクス	運送、食品物流、医療・環境物流、車体架装
	その他	建設工事 他

(9) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

① 当 社

区 分	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大 阪 本 社	大阪府大阪市		
営 業 拠 点	札 幌 事 業 所	北海道札幌市	東 京 事 業 所	東京都港区
	品 川 事 業 所	東京都品川区		
イノベーション/技術・研究開発拠点	エア・ウォーターの森	北海道札幌市	松 本 研 究 所	長野県松本市
	国際くらしの医療館・神戸 グローバルエンジニアリングセンター	兵庫県神戸市 大阪府堺市		
そ の 他 の 拠 点	尼 崎 事 業 所	兵庫県尼崎市		

(注) 2025年10月1日付の吸収分割により、産業ガスの製造拠点(千歳工場、輪西工場、鹿島工場、宇都宮工場、枚方工場、加古川工場、和歌山工場、防府工場)を完全子会社であるエア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社が承継しております。

② 子会社

前記 (6) 重要な子会社の状況に記載のとおりであります。

(10) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

事 業 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
デジタル＆インダストリー	6,024名	+821名
エネルギーソリューション	1,318名	+273名
ヘルス＆セーフティー	5,744名	+672名
アグリ＆フーズ	3,540名	△192名
そ の 他 の 事 業	4,706名	△530名
全 社 (共 通)	492名	△56名
合 計	21,824名	+988名

(注)1. 従業員数は就業人員数で記載しております。

2. 従業員数には臨時従業員8,928名は含まれておりません。

3. デジタル＆インダストリーとその他の事業の増減は、主に事業区分の変更に伴う人員移管によるものです。また、デジタル＆インダストリーは連結会社の増加等、ヘルス＆セーフティーは歯愛メディカルの連結子会社化等により増員となりました。

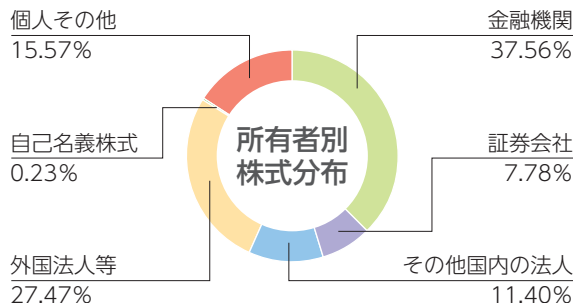
(11) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	56,312
株式会社三井住友銀行	37,807
株式会社みずほ銀行	22,237
株式会社三菱UFJ銀行	21,881
株式会社北洋銀行	18,364

(注) 上記のほか、主要な借入として、金融機関69社を借入先とするシンジケートローン（借入金残高は117,113百万円）があります。また、当社は資金の機動的かつ安定的な調達により財務基盤の安定化を図ることを目的に、取引銀行3行との間に総額113,000百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しています。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 480,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 229,755,057株
- (3) 株主数 47,329名
- (4) 大株主 (上位10名)



株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	26,508	11.56
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	8,305	3.62
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	7,936	3.46
日 本 製 鉄 株 式 会 社	6,900	3.01
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	6,259	2.73
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,079	2.65
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 取 引 先 持 株 会	6,058	2.64
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	5,920	2.58
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	4,951	2.16
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー グ ル ー プ 持 株 会	4,936	2.15

- (注)1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式528,862株を控除して算出しております。
2. 株式会社三井住友銀行の持株数には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出している株式3,000,000株が含まれており、その議決権行使の指図権は同行に留保されております。なお、当該株式に関する株主名簿上の名義は「株式会社S M B C信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)」であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当事業年度中に、当社の取締役（社外取締役を除く。）6名に対して、当社普通株式41,977株を交付しています。また、当社は豊田喜久夫氏より上記のうち16,592株を無償取得しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松 林 良 祐	最高経営責任者（ＣＥＯ）兼最高業務執行責任者（ＣＯＯ）
取締役 専務執行役員	大 塚 茂 樹	経営企画担当
取締役 常務執行役員	尾 上 英 俊	東京代表、ヘルス＆セーフティーグループ管掌 デンタルケアユニット長
取締役 執行役員	井 上 喜 久 栄	女性活躍推進、人事、広報・IR担当
取 締 役	松 井 隆 雄	カルナバイオサイエンス(株)社外取締役監査等委員
取 締 役	千 歳 喜 弘	(株)ＫＲＩ特別顧問
取 締 役	芳 賀 裕 子	芳賀経営コンサルティング事務所代表、名古屋科大学大学院NUCBビジネススクール教授、ミネベアミツミ(株)社外取締役
取 締 役	ロッシェル・カップ	Japan Intercultural Consultingマネージングプリンシパル（社長）、MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	安 藤 勇 治	
常 勤 監 査 役	重 藤 順 子	
常 勤 監 査 役	山 田 健 二	
監 査 役	林 醇	
監 査 役	林 信 夫	

- (注)1. 取締役松井隆雄、千歳喜弘、芳賀裕子およびロッシェル・カップの各氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役山田健二、監査役林醇および林信夫の各氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である松井隆雄、千歳喜弘、芳賀裕子およびロッシェル・カップの各氏ならびに社外監査役である山田健二、林醇および林信夫の各氏を当社が上場している東京、札幌の両取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該両取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役山田健二氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。
- ①2025年6月26日開催の第25期定時株主総会において、ロッシェル・カップ氏は、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- ②豊田喜久夫氏は2025年12月3日付、田中豪氏は2026年2月13日付で、それぞれ取締役を辞任しております。
- 辞任時の地位および担当は以下のとおりであります。
- 豊田喜久夫 代表取締役会長 最高経営責任者（ＣＥＯ）
- 田中豪 取締役 副社長執行役員ＣＥＯ補佐 アグリ＆フーズグループ管掌

6. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しておりますが、当事業年度末時点の構成員は以下のとおりであります。

指名・報酬委員会委員長 芳賀裕子（社外取締役）

その他の構成員 松林良祐（代表取締役社長CEO兼COO）、松井隆雄（社外取締役）、林醇（社外監査役）

なお、当事業年度末後（2026年7月9日付）の指名・報酬委員会の構成員は以下のとおりであります。

指名・報酬委員会委員長 芳賀裕子（社外取締役）

その他の構成員 ロッシェル・カップ（社外取締役）、加藤三紀彦（社外取締役）、松下満俊（社外取締役）、

川崎真一（社外取締役）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の会社法上の取締役および監査役ならびに当社の執行役員制度上の執行役員、理事を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。ただし、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図り、各々の取締役がその果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブとして十分に機能するとともに、優秀な人材を確保・維持できる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役の役割と責任および業績を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬（社外取締役を除く。）により構成しております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の事業内容および経営環境における各種ファンダメンタルズや、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績目標を達成するための短期インセンティブとして業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上収益・営業利益、各部門の目標（部門毎の営業利益、ミッション）等に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。目標となる業績指標とその値は、経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行います。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、一定の譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式を交付いたします。

譲渡制限付株式は、原則として毎年、当社と付与対象者との間で譲渡制限契約（譲渡制限付株式割当契約）を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付するものとし、株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役またはその他当社取締役会で定める地位のいずれも退任または退職する日までの期間といたします。

取締役の報酬の構成割合については、同業種あるいは同規模の他企業の報酬水準レンジとの妥当性を踏まえ、基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等それぞれについて、7対2対1の割合を目安としております。なお、社外取締役および監査役の報酬については、基本報酬のみとしております。また、各監査役の報酬額については、株主総会の決議により定めた報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の第22期定時株主総会において年額1,130百万円以内（うち社外取締役分は80百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は4名）であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月26日開催の第19期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬として年額100百万円以内、株式数の上限を年125,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は18名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2025年6月26日開催の第25期定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等の総額については、あらかじめ株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の任意の諮問機関であり独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において十分な審議の上で作成した案について、2025年6月の取締役会において決定し、各取締役への具体的な支給時期および配分については、最高経営責任者（CEO）であり、代表取締役会長であった豊田喜久夫に一任することとしておりました。その権限の範囲は、各取締役の基本報酬および賞与の額ならびに譲渡制限付株式の数であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには最高経営責任者（CEO）が最も適していたからであります。

その後、2026年6月29日開催の取締役会において、取締役報酬の決定プロセスの一層の客観性および透明性の向上を図るため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会が個別に決定する運用へ変更いたしました。

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会が定める報酬方針および報酬基準に基づき決定しております。報酬基準については、外部報酬サーベイ、市場水準、経営環境および役割・責任の大きさ等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会が原案を策定したうえで取締役会において決定しております。また、取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬（株式報酬）により構成しており、固定（基本報酬）と変動（賞与・株式報酬）の報酬比率については、代表取締役は概ね4：6、代表取締役以外の社内取締役は概ね6：4とし、社外取締役は固定（基本報酬）のみとしております。

指名・報酬委員会は、報酬方針および報酬基準に基づき各取締役の報酬案を作成しており、その関与により報酬決定プロセスにおける客観性および透明性を確保しております。取締役会は、同委員会の答申内容が当社の報酬方針に沿うものであることを確認しており、取締役の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	524	352	122	49	10
（うち社外取締役）	(48)	(48)	(一)	(一)	(4)
監査役	99	99	—	—	5
（うち社外監査役）	(48)	(48)	(一)	(一)	(3)

- (注)1. 業績連動報酬等として取締役に對して賞与を支給しております。業績指標となる、当事業年度を含む連結売上収益・営業利益の推移は、1.（5）財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
3. 上記取締役の対象となる支給人員には、2025年12月3日および2026年2月13日に退任した取締役2名を含んでおります。
4. 上記の非金銭報酬等の額は、当社が豊田喜久夫氏より無償取得した譲渡制限付株式報酬69,989株相当額のうち、当事業年度に交付した16,592株(36百万円)を控除して記載しております。
5. 上記のほか、2025年12月3日付で当社代表取締役会長を辞任し、同日付で相談役に就任した豊田喜久夫氏に対し、相談役報酬として27百万円を支払っております。なお、同氏は2026年3月31日付で相談役を辞任しております。
6. 今回の不適切会計事案に関する処分を目的として、2026年4月以降、取締役および監査役に対し、月額報酬の全部または一部を自主返上する措置を実施しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	松 井 隆 雄	カルナバイオサイエンス(株)社外取締役監査等委員
取 締 役	千 歳 喜 弘	(株)K R I 特別顧問
取 締 役	芳 賀 裕 子	芳賀経営コンサルティング事務所代表、名古屋商科大学大学院NUCBビジネススクール教授、ミネベアミツミ(株)社外取締役
取 締 役	ロッシェル・カップ	Japan Intercultural Consultingマネージングプリンシパル (社長) 、MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)社外取締役

(注) 上記の重要な各兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	松 井 隆 雄	当事業年度に開催された取締役会28回のすべてに出席し、公認会計士としての長年の経験と高い見識に基づいて、幅広い観点から問題提起や意見表明を適宜行うなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の選任や報酬制度等に関する事項の議論においても有益な発言を行っております。なお、今回の不適切会計事案発生後は、法令遵守および内部統制の強化について意見を述べ、再発防止策の実施状況を監督いたしました。加えて、本件事案の調査ならびに関与した役員の責任および処分内容を査定する責任査定委員会の委員として、取締役会および監査役会の諮問に応じて、本件事案への関与が疑われる役員に対する責任および処分内容を審議いたしました。同氏は、これらの活動を通じて、社内出身者にはない独自の観点から、当社の経営全般に対する監督機能を発揮しております。
取 締 役	千 歳 喜 弘	当事業年度に開催された取締役会28回のすべてに出席し、企業経営者および技術者としての豊富な経験と高い見識に基づいて、幅広い観点から問題提起や意見表明を適宜行うなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しております。なお、今回の不適切会計事案発生後は、法令遵守および内部統制の強化について意見を述べ、再発防止策の実施状況を監督いたしました。加えて、本件事案の調査ならびに関与した役員の責任および処分内容を査定する責任査定委員会の委員として、取締役会および監査役会の諮問に応じて、本件事案への関与が疑われる役員に対する責任および処分内容を審議いたしました。また取締役会の実効性向上と監督機能の強化を図るため、2026年1月より取締役会議長として、その取り組みを牽引しております。同氏は、これらの活動を通じて、社内出身者にはない独自の観点から、当社の経営全般に対する監督機能を発揮しております。

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	芳 賀 裕 子	当事業年度に開催された取締役会28回のうち27回に出席し、企業戦略の研究者および経営コンサルタントとして培われた豊富な経験と高い見識に基づいて、幅広い観点から問題提起や意見表明を適宜行うなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当社の取締役候補者の選定および報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保する観点から、同委員会の審議を主導し、取締役会に対して必要な提言を行っております。 なお、今回の不適切会計事案発生後は、法令遵守および内部統制の強化について意見を述べ、再発防止策の実施状況を監督いたしました。加えて、指名・報酬委員会の委員長として、再発防止に向けた実効性あるガバナンス体制の構築に資するよう、取締役会の評価・指名および報酬に係る議論を適切に主導し、その職責を果たしております。同氏は、これらの活動を通じて、社内出身者にはない独自の観点から、当社の経営全般に対する監督機能を発揮しております。
取 締 役	ロッシェル・カップ	2025年6月26日就任以降に開催された取締役会25回のうち24回に出席し、異文化理解やグローバルな視点を有していることに加えて、日本および米国における経営コンサルタントとして培われた豊富な経験と高い見識に基づいて、幅広い観点から問題提起や意見表明を適宜行うなどしております。なお、今回の不適切会計事案発生後は、法令遵守および内部統制の強化について意見を述べるとともに、再発防止策の実施状況を監督するなど、その職務を遂行しております。同氏は、これらの活動を通じて、社内出身者にはない独自の観点から、当社の経営全般に対する監督機能を発揮しております。
監 査 役	山 田 健 二	当事業年度に開催された取締役会28回、監査役会17回のすべてに出席し、金融機関出身者および企業経営者としての長年の経験と高い見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 なお、今回の不適切会計事案発生後は、監査活動を通じ、会計処理の適正性および内部統制の整備・運用状況の確認を行うとともに、必要に応じて意見を述べ、その職責を果たしております。

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	林 醇	当事業年度に開催された取締役会28回、監査役会17回のすべてに出席し、裁判官、弁護士としての長年の経験と高い見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役候補者の選定や報酬制度等に関する事項の議論においても有益な発言を行っております。 なお、今回の不適切会計事案発生後は、監査活動を通じ、会計処理の適正性および内部統制の整備・運用状況の確認を行うとともに、必要に応じて意見を述べ、その職責を果たしております。加えて、本件事案の調査ならびに関与した役員の責任および処分内容を査定する責任査定委員会の委員長として、取締役会および監査役会の諮問に応じて、本件事案への関与が疑われる役員に対する責任および処分内容の審議を主導いたしました。
監 査 役	林 信 夫	当事業年度に開催された取締役会28回のうち27回、監査役会17回のうち16回に出席し、法制度の研究者および大学教授としての長年の経験と高い見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。なお、今回の不適切会計事案発生後は、監査活動を通じ、会計処理の適正性および内部統制の整備・運用状況の確認を行うとともに、必要に応じて意見を述べ、その職責を果たしております。

当社グループでは、当事業年度中に在庫等をめぐる不適切な会計処理が判明し、外部専門家による調査の結果、過年度から不適切な会計処理が継続して行われていた事実に加え、その一部については経営トップやマネジメント層の関与が認められました。

社外取締役の各氏は、不適切会計事案の判明前において、取締役会における審議に参画し、報告事項および付議事項に関する説明を踏まえ、必要に応じて意見を述べるなど、業務執行の適正確保に関与しておりました。本件事案の判明後においては、再発防止策の策定および実施状況に関する審議に参画し、その進捗状況を確認するなど、その職務を遂行しております。

社外監査役の各氏は、不適切会計事案の判明前において、監査活動および取締役会等への出席を通じて、業務執行状況の確認に関与しておりました。本件事案の判明後においては、再発防止策の策定および実施状況に関する監査活動を行い、その適正性の確認に努めるなど、その職責を果たしております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	4,998百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	5,154百万円

- (注)1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、当社の過年度訂正に係る監査業務に対する報酬903百万円が含まれております。
4. 11ページから12ページに記載の当社の重要な子会社のうち、AIR WATER INDIA PVT. LTD.、AIR WATER AMERICA INC.は当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、主に再生可能エネルギー促進賦課金減免申請に関する確認業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

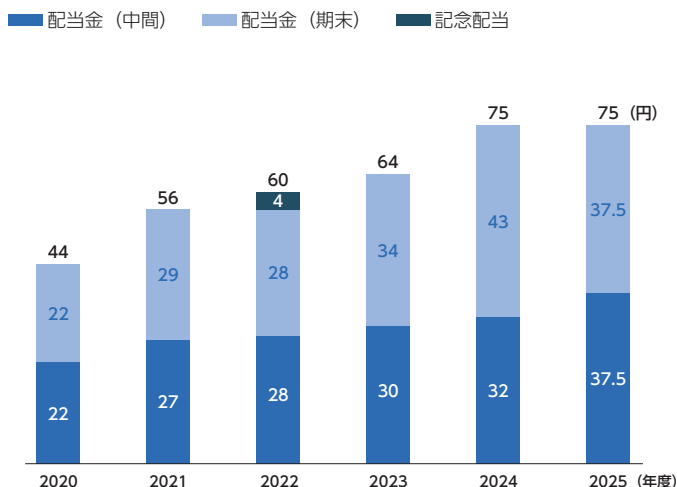
5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な企業価値の向上を図るべく経営基盤の強化を進めていくと同時に、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。このため剰余金の配当につきましては、中長期的な成長のための戦略的投資等に必要な内部留保の充実に留意しつつ、業績に見合った安定的な配当を行うことを基本方針としております。

前事業年度より、株主の皆様に対する利益還元の一層の充実を図ることを目的として、原則として減配しない「累進配当」を導入するとともに、配当性向の基準を親会社の所有者に帰属する当期利益の30%から35%に引き上げました。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり37.5円といたします。これにより、すでに実施いたしました中間配当1株当たり37.5円と合わせた当事業年度の年間配当は、1株当たり75円となります。

1 株当たり配当金 / 配当性向の推移



2025年度期末
1株当たり配当額
37.5円
(中間37.5円、年間75円)

(注) 本事業報告に記載しております数字は、特段の注記事項がある場合を除き、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

メモ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産		負債及び資本	
流動資産		負債	
現金及び現金同等物	87,139	流動負債	
営業債権及びその他の債権	206,928	営業債務及びその他の債務	173,432
棚卸資産	121,761	社債及び借入金	177,019
その他の金融資産	7,228	その他の金融負債	11,233
未収法人所得税	2,594	未払法人所得税	18,209
その他の流動資産	40,587	引当金	2,745
小計	466,240	その他の流動負債	41,699
売却目的で保有する資産	386	小計	424,338
流動資産合計	466,627	売却目的で保有する資産に直 接関連する負債	264
非流動資産		流動負債合計	424,602
有形固定資産	505,617	非流動負債	
のれん	51,587	社債及び借入金	291,436
無形資産	31,976	その他の金融負債	41,600
持分法で会計処理されている投資	32,684	退職給付に係る負債	5,496
退職給付に係る資産	5,366	引当金	22,821
その他の金融資産	111,347	繰延税金負債	12,660
繰延税金資産	8,325	その他の非流動負債	6,698
その他の非流動資産	2,754	非流動負債合計	380,714
非流動資産合計	749,659	負債合計	805,316
		資本	
		資本金	55,855
		資本剰余金	46,025
		自己株式	△714
		利益剰余金	213,479
		その他の資本の構成要素	75,583
		親会社の所有者に帰属する持分合計	390,229
		非支配持分	20,740
		資本合計	410,970
資産合計	1,216,287	負債及び資本合計	1,216,287

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
継続事業	
売上収益	1,066,795
売上原価	△826,497
売上総利益	240,297
販売費及び一般管理費	△201,529
その他の収益	20,063
その他の費用	△99,990
持分法による投資利益	4,001
営業損失（△）	△37,157
金融収益	4,200
金融費用	△18,490
税引前当期損失（△）	△51,447
法人所得税費用	△14,834
継続事業からの当期損失（△）	△66,282
非継続事業	
非継続事業からの当期損失（△）	—
当期損失（△）	△66,282
当期損失（△）の帰属	
親会社の所有者	△63,949
非支配持分	△2,332
当期損失（△）	△66,282

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
●資産の部		●負債の部	
流動資産	106,433	流動負債	213,813
現金及び預金	35,119	支払手形	40
受取手形	33	買掛金	11,756
売掛金	33,375	短期借入金	173,595
商品及び製品	1,149	1年内償還社債	10,000
仕掛品	0	リース債務	982
原材料及び貯蔵品	513	未払金	13,716
前払費用	498	未払法人税等	158
短期貸付金	26,163	未払費用	2,948
未収入金	10,929	預り金	238
未収還付法人税等	437	役員賞与引当金	52
その他	3,092	その他	325
貸倒引当金	△4,880	固定負債	239,698
固定資産	508,468	社債	90,000
有形固定資産	124,369	長期借入金	121,710
建物	30,775	リース債務	2,855
構築物	5,907	繰延税金負債	13,363
機械及び装置	39,903	再評価に係る繰延税金負債	576
車両及び運搬具	187	退職給付引当金	153
工具、器具及び備品	1,128	資産除去債務	8,473
土地	29,095	関係会社事業損失引当金	1,864
リース資産	3,305	債務保証損失引当金	642
建設仮勘定	14,067	その他	58
無形固定資産	4,311	負 債 合 計	453,511
投資その他の資産	379,787	●純資産の部	
投資有価証券	61,425	株主資本	139,712
関係会社株式	305,653	資本金	55,855
出資金	26	資本剰余金	59,504
関係会社出資金	722	資本準備金	57,333
長期貸付金	3,208	その他資本剰余金	2,171
破産更生債権等	25	利益剰余金	25,066
長期前払費用	48	利益準備金	2,617
前払年金費用	7,253	その他利益剰余金	22,448
その他	1,526	固定資産圧縮積立金	5,809
貸倒引当金	△101	特別償却準備金	0
資 産 合 計	614,902	配当平均積立金	835
		退職手当積立金	250
		別途積立金	13,259
		繰越利益剰余金	2,295
		自己株式	△714
		評価・換算差額等	21,559
		その他有価証券評価差額金	28,152
		繰延ヘッジ損益	23
		土地再評価差額金	△6,616
		新株予約権	118
		純 資 産 合 計	161,390
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	614,902

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		143,401
売上原価		95,161
売上総利益		48,239
販売費及び一般管理費		35,518
営業利益		12,720
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,063	
その他	7,038	9,101
営業外費用		
支払利息	2,254	
その他	4,988	7,243
経常利益		14,579
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	3,190	
関係会社株式清算益	364	
関係会社株式売却益	691	
貸倒引当金戻入額	7	
関係会社事業損失引当金戻入額	43	4,301
特別損失		
固定資産除売却損	136	
関係会社株式評価損	39,485	
関係会社株式売却損	0	
減損損失	4,082	
貸倒引当金繰入額	2,654	
債務保証損失引当金繰入額	69	
関係会社事業損失引当金繰入額	237	
その他	97	46,764
税引前当期純損失 (△)		△27,883
法人税、住民税及び事業税	△6,663	
法人税等調整額	△184	△6,847
当期純損失 (△)		△21,036

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月31日

エア・ウォーター株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

龍 田 佳 典

公認会計士

小 池 亮 介

公認会計士

江 崎 真 護

限定付適正意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エア・ウォーター株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、エア・ウォーター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

連結注記表（誤謬の訂正に関する注記）に記載されているとおり、エア・ウォーター株式会社（以下、「会社」という。）は、特別調査委員会から、会社並びに相当数の子会社及び関連会社において、在庫の過大計上、資産評価損の先送り、売上の過大計上及び先行計上、不要な取引先を介在させた売上の嵩上げ、引当金の計上回避、資産性のない支出の資産計上等、様々な手法による不適切な会計処理が行われていたことが発見されたとする調査報告書を受領した。特別調査委員会の調査結果を踏まえて、会社が自主点検を行った結果、不適切な会計処理を是正したことに伴う固定資産の減損損失の計上漏れ、関係会社投融資に係る評価損の計上漏れなどが判明した。会社は、不適切な会計処理等について修正する必要があると判断し、過年度の誤謬の訂正を行うとともに、当連結会計年度の連結計算書類における虚偽表示を修正している。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の資本の帳簿価額に反映している。

当監査法人は、不適切な会計処理に関連して、不正による重要な虚偽表示の疑義に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、不正調査の専門家やITの専門家を利用しながら、想定される不正の態様等に対応した監査手続を実施した。しかし、下記1及び2の事項について十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

1. 前連結会計年度末以前のエア・ウォーター防災株式会社の売上収益及び売上原価の期間帰属の適切性

連結注記表（誤謬の訂正に関する注記）に記載されているとおり、連結損益計算書に計上されている売上収益及び売上原価には、会社の連結子会社であるエア・ウォーター防災株式会社（以下、「AW防災」という。）の売上収益25,176百万円及び売上原価16,722百万円が含まれているが、AW防災では、売上収益及び売上原価について、仕掛品の過大計上、売上の期間帰属の操作、原価代替による利益操作等の不適切な会計処理が行われていた。そのため、当監査法人は、AW防災の営業・会計の責任者等に対して取引内容や取引条件等を質問したほか、工事契約書や工事完成引渡書、外注先への発注書等の証憑との突合、営業債権債務の残高確認等を実施した。

しかし、前連結会計年度末以前の工事売上取引に関する工事完成日や物品の引渡日に関する証憑が偽造されていたほか、労務費や外注費等の原価付替の実態解明に必要な記録が残っていなかったことから、AW防災の前連結会計年度末以前の売上収益及び売上原価に係る期間帰属の適切性を検証するための手続が十分に実施できなかった。前連結会計年度末（すなわち当連結会計年度の期首）以前の売上収益及び売上原価の期間帰属に関する未発見の虚偽表示が、当連結会計年度の数値に影響を及ぼす可能性があるため、当監査法人は、当連結会計年度の売上収益及び売上原価（関連する財政状態計算書項目の数値を含む。）に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

これらの影響は、AW防災の売上収益及び売上原価（関連する財政状態計算書項目を含む。）の期間帰属に限定されている。したがって、連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

2. 前連結会計年度末以前の売上収益の期間帰属の適切性

連結注記表（誤謬の訂正に関する注記）に記載されているとおり、会社及び相当数の子会社において、売上の過大計上及び先行計上、不要な取引先を介在させた売上の嵩上げなどの不適切な会計処理が行われていた。そのため、会社は、特別調査委員会による調査及び自主点検（以下、「調査及び自主点検」という。）の結果として特定された多数の虚偽表示について、過年度の誤謬の訂正を行うとともに、当連結会計年度の連結計算書類における虚偽表示を修正している。当連結会計年度の売上収益の期間帰属に係る修正額は以下のとおりである。

	当連結会計年度
連結損益計算書に計上された売上収益の額	1,066,795百万円
売上収益の期間帰属に係る修正額	557百万円

当監査法人は、上記を受け、商流の再調査、売上収益の証憑との照合、当連結会計年度末における実地棚卸の立会及び営業債権の残高確認などの監査手続を実施した。

しかし、売上収益の期間帰属に係る不適切な会計処理は、複数の連結子会社において検出されており、加えて、前連結会計年度末以前の売上収益の期間帰属を検討するために必要な証憑が一部の連結子会社において適切に保存されていなかったことから、前連結会計年度末以前に計上されていた売上収益（関連する売上原価及び財政状態計算書項目を含む。）の期間帰属の適切性を検証するための手続が十分に実施できなかった。前連結会計年度末（すなわち当連結会計年度の期首）以前の売上収益の期間帰属に関する未発見の虚偽表示が、当連結会計年度の数値に影響を及ぼす可能性があるため、当監査法人は、当連結会計年度の売上収益（関連する売上原価及び財政状態計算書項目を含む。）に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

これまでの調査及び自主点検並びに当監査法人による監査手続により発見された売上収益の期間帰属に係る虚偽表示の修正による影響を踏まえると、連結子会社において推定される未発見の虚偽表示の影響は、個々に重要ではなくても集計すれば重要な影響を及ぼす可能性がある。しかし、未発見の虚偽表示があったとしても、その影響は前連結会計年度末以前の売上収益（関連する売上原価及び財政状態計算書項目を含む。）の期間帰属に限定されている。したがって、連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

上記の「1. 前連結会計年度末以前のエア・ウォーター防災株式会社の売上収益及び売上原価の期間帰属の適切性」及び「2. 前連結会計年度末以前の売上収益の期間帰属の適切性」の影響は、個別に又は集計しても、連結損益計算書に計上されている売上収益及び売上原価（関連する財政状態計算書項目の数値を含む。）に比して限定されており、この影響を除外すれば、連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示している。したがって、これらの事項が連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載したとおり、当監査法人は、前連結会計年度末以前の売上収益及び売上原価（関連する財政状態計算書項目を含む。）の期間帰属の適切性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月31日

エア・ウォーター株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 龍 田 佳 典
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 小 池 亮 介
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 江 崎 真 護
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エア・ウォーター株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 個別注記表（表示方法の変更）に記載されているとおり、会社は、子会社からの受取配当金を営業外収益から売上高として計上する方法に変更している。
2. 個別注記表（誤謬の訂正に関する注記）に記載されているとおり、会社は、過年度の誤謬の訂正を行うとともに、当事業年度の計算書類における虚偽表示を修正している。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

連結計算書類の監査報告書に記載したとおり、当監査法人は、前連結会計年度末以前の売上収益及び売上原価（関連する財政状態計算書項目を含む。）の期間帰属の適切性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

当事業年度においては、上記に加え、事業報告記載の当社及び連結子会社における不適切会計処理事案（以下、「本件事案」といいます。）、並びにこれに関連する調査及び対応状況について取締役及び特別調査委員会から説明を受け、対応の適正性について検証し、本件事案に関する取締役会の監督の状況について確認するとともに、会計監査人からも調査内容や結果を踏まえた監査の実施状況について聴取いたしました。

② 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、その構築・運用の状況を確認いたしました。

なお、本件事案を踏まえた内部統制の再評価の内容及び再発防止策の策定・実施状況についても確認いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

④ 2026年6月29日開催の定時株主総会の決議により新たに就任した監査役においては、就任前の期間の監査事項については在任監査役より説明を受けるとともに、本社において前任監査役からの報告聴取及び監査証跡の閲覧、取締役等及び会計監査人からの報告聴取、重要書類の閲覧等により、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ① 事業報告「対処すべき課題」に記載のとおり、2025年7月に自主点検により連結子会社における在庫に関する不適切な会計処理が発見され、その後、社内調査において、当社及び複数の連結子会社における本件事案が判明いたしました。監査役会は特別調査委員会からの指摘・原因分析・再発防止への提言を踏まえ、取締役の職務の執行の監視、監督を強化いたしました。また、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実の有無については、2026年6月19日開催の取締役会及び監査役会の決定により設置された責任調査委員会の報告・提言を踏まえ判断してまいります。
- ② 事業報告「対処すべき課題」に記載のとおり、本件事案に関しては特別調査委員会、経営改革委員会及び責任調査委員会の設置を取締役会において決議しており、監査役会は、各委員会の活動状況と調査結果に関して継続的に報告を受けております。なお、本件事案に関しては、財務報告に係る内部統制について不備が識別されており、さらに当社は、2026年5月1日付で東京証券取引所より特別注意銘柄に指定されております。監査役会としては、当該不備の原因となった経営管理基盤及び内部統制の課題の解消に向けた取り組み、並びに再発防止策の整備・運用状況について確認しており、今後もその進捗と実効性について引き続き注視、検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月31日

エア・ウォーター株式会社 監査役会

常勤監査役	重 藤 順 子 ㊞
常勤監査役	森 誠 治 ㊞
常勤監査役	吉 田 康 晃 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	林 醇 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	岩 崎 淳 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	樋 口 建 史 ㊞

以 上

電子提供措置の開始日 2026年8月31日

臨時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

会社の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制
の運用状況の概要

連結計算書類

連結持分変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

エアウォーター株式会社

会社の新株予約権等に関する事項（2026年3月31日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当なし

業務の適正を確保するための体制

当社が、当社および子会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制の基礎として、当社グループの役員および従業員が法令等を遵守し、社会倫理を尊重した行動を実践するための行動指針となる「エア・ウォーターグループ倫理行動規範」を制定し、社会倫理と遵法精神の教育啓蒙ならびに法令遵守に関するルールの整備を進める。

ロ. 当社グループにおけるコンプライアンス上の問題を一元的に管理する統括部署として、代表取締役の直轄組織である「リスクマネジメント・コンプライアンス部」を設置し、取締役または執行役員もしくは理事等の中からその責任者を任命する。また、コンプライアンスに関する重要事項の協議を行う機関として「コンプライアンス委員会」を設置するほか、当社グループの役員および従業員がコンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、職制ルートを経さず、直接「リスクマネジメント・コンプライアンス部」および社外弁護士等に報告、相談を行うことができる「内部通報制度」を整備し、運用する。

ハ. 取締役は、定期的または必要に応じて随時開催する取締役会において、業務執行の状況を報告するとともに、相互にその業務執行を監督する。また、監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、子会社を含む業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務執行について監査する。

ニ. 内部監査部門である「内部監査室」は、内部監査規程および内部監査計画に基づき、当社グループの業務活動について社内規則および法令に対する遵守状況等を内部監査する。また、内部監査の結果については、代表取締役ならびに監査役に報告する体制とする。

ホ. 当社グループは、独占禁止法の遵守について、定期的に外部専門家からの助言を受け、役員および従業員に対する独占禁止法に関する教育を継続的に実施するほか、同業他社との接触等の統制を徹底するとともに、「リスクマネジメント・コンプライアンス部」が当社グループにおける独占禁止法の遵守に関する社内規程の運用および遵守状況のモニタリングを定期的の実施する体制とする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、稟議決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理に関する社内規程等に基づき、適切かつ確実に保存および管理する。また、取締役、監査役または内部監査部門がこれらの文書等の閲覧を要請した場合には、直ちに提出できる体制とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社グループの事業活動において特に重要なリスクであると認識しているコンプライアンス、保安防災および環境保全に係るリスクについては、「リスクマネジメント・コンプライアンス部」がその統括部門として、当社グループを横断的に管理する体制とする。

ロ. 情報セキュリティ、品質管理、知的財産および契約等に係る個別リスクについては、それぞれの担当部門を設置し、社内規程の制定、マニュアルの作成ならびに教育研修の実施等を行うとともに、事前審査や決裁制度を通じて当社グループにおける当該リスクを管理する体制とする。

ハ. 「リスクマネジメント・コンプライアンス部」を事務局とする「リスクマネジメント検討会」を定期的を開催し、当社グループにおけるリスク管理の状況を把握するとともに、当社グループにおけるリスク管理の強化を推進する体制とする。

二. 事業活動への影響が大きいと想定されるリスクが発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、直ちに危機管理委員会を社内に設置し、発生したリスクに対し迅速かつ適切に対処する体制とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、適正かつ効率的な職務の執行を確保するための組織規程、職務権限規程において業務分掌ならびに意思決定に関する権限を定め、各取締役、執行役員および理事等の権限と責任の明確化を図る。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

ロ. 取締役会で選任された執行役員および理事等への権限委譲により、広範囲にわたる事業および業務領域における意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を図る。なお、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するため、取締役、執行役員および理事等の任期は、それぞれ1年とする。

ハ. 一定規模以上の事業については、ユニット制を導入し、各ユニット長がその事業執行

について権限を委譲される一方で、関連する子会社を含めた連結業績について責任を負う体制とする。

二．取締役会において中期経営計画を定め、それに基づく主要経営目標を設定する。併せて年度毎のユニット別、事業部門別、子会社別の事業戦略ならびに利益計画を設定し、その実績を月次単位で管理することにより、効率的な取締役の職務執行を確保する。

⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．監査役および内部監査部門である「内部監査室」は、子会社の監査役と連携して子会社の監査を定期的実施し、当社グループにおける業務執行の適正を確保する。

ロ．子会社に、原則として当社から取締役および監査役を派遣して業務執行の適正と監督機能の実効性を確保する。

ハ．関係会社規程において各子会社を主管する担当部門のほか、各子会社が当社に対して報告ならびに事前承認を求めるべき事項を明確化し、子会社から当社への報告体制を整備するとともに、子会社に関する一定の重要事項については当社の取締役会においても審議する。

二．金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制構築に関する基本計画を定め、これに基づき有効かつ適正な評価ができる内部統制システムを構築し、適切に運用する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を配置する。当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さずに監査役の指揮命令に従うこととし、当該使用人の任命、異動、評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得たうえで決定するものとする。

⑦ 当社ならびに子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役が、重要な意思決定のプロセスや業務執行の状況を詳細に把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、稟議決裁書類その他の業務執行に関する文書等をいつでも閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその職務執行の状況報告を求めることができる体制とする。

ロ. 取締役および使用人は、監査役または監査役会に対して、法定の事項に加えて、当社グループの経営に重要な影響を及ぼすおそれのある事実、内部監査の実施状況ならびに監査の必要上において報告を求められた職務執行の状況について、速やかに報告する体制とする。

ハ. 当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払または償還等請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、代表取締役、会計監査人、内部監査部門ならびに子会社の監査役と定期的に意見交換の機会を持ち、監査上の意見および情報の交換を行うことにより監査の実効性を確保できる体制とする。

(注) 当社は2026年7月1日付で事業本部制へ移行しており、本記載中の「ユニット」および「ユニット長」は、それぞれ現在の「事業本部」および「事業本部長」に相当します。また、同日付で理事制度を廃止しております。

なお、上記記載につきましては、2026年3月末までの当社取締役会決議に基づくものとなっております。

当社グループにおける不適切会計の判明ならびに東京証券取引所による特別注意銘柄指定を受け、「企業風土改革」「ガバナンス改革」「経営管理基盤、内部統制の再構築」「全社戦略の見直し（事業ポートフォリオの見直し）」の4項目を柱とする再発防止策を策定しました。当社は、上記の4項目を柱とする再発防止策の実行を、グループ一体となって推進し、経営の透明性と健全性を高め、社会的信頼の回復に全力を尽くしてまいります。不退転の決意をもって実行し、その進捗や効果についても継続的に検証・開示してまいります。

また、2026年5月29日に開示しました「改善計画の策定方針に関するお知らせ」の通

り、当社は2026年7月31日に公表した改善計画・状況報告書の内容を踏まえ、業務の適正を確保するための新たな体制につきましても取締役会により決定する予定です。

本不適切会計事案および再発防止策の詳細等につきましては、当社ウェブサイト内の特設ページに掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.awi.co.jp/ja/company/management-reform.htm>

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

当社は、当事業年度において「コンプライアンス委員会」を2回開催し、当社グループにおけるコンプライアンス上の重要事項について協議しました。内部通報制度を運用し、通報があった場合には、通報者の保護に十分に配慮したうえで、事実関係の調査および必要な是正を行いました。なお、通報によってコンプライアンス上の重要な問題が判明した場合には、代表取締役および監査役に報告するとともに、「コンプライアンス委員会」においてその対応内容等についての検証を行うこととしております。また、各事業部門内にコンプライアンスの責任担当部署を設置し、「リスクマネジメント・コンプライアンス部」と緊密な連携を図ることで、傘下のグループ会社も含めたコンプライアンス体制の強化を図っています。

② リスク管理に関する取り組み

当社グループの事業活動において想定されるリスクについて、事業別に対策優先リスクを抽出し、各リスクに対する再点検とリスク低減に向けた対策強化を進めています。

なお、上記①②の取り組みにつきましては、当社グループにおける不適切会計問題に対する再発防止策に掲げておりますとおり、ガバナンスに関する情報の集約を効率的かつ効果的に行い、識別した事象やリスクに対する是正活動等をより効果的に行うため、コンプライアンス委員会およびリスクマネジメント検討会の協議対象の範囲、委員・出席者の構成、開催の頻度、そして協議内容の取締役会への報告方法について整備、変更を行い、2026年4月より順次運用を進めております。また、全マネジメント層を含む、全従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施する等の取り組みも進めております。

③ 子会社管理に関する取り組み

当社は、子会社の経営管理をより適切に行うため、定期的に関係会社規程およびその他の関連規則の改訂を行っております。各子会社の管理責任を明確化するとともに、子会社の経営上の重要な事項については、当社へ報告または事前に承認を得て行うこととしております。また、内部監査規程に基づく当社グループの内部監査を実施し、その結果発見された問題点について代表取締役および監査役に報告するとともに、必要な是正を行いましたが、今般の不適切会計問題ではそれらの取り組みが必ずしも十分でなかった反省を踏まえ、当社は子会社内における内部統制の強化や子会社ガバナンス強化に取り組んでおり

ます。

当事業年度決算に際しては、再発防止および棚卸資産管理の徹底を目的として、子会社に対する説明会を実施するとともに、2026年度の棚卸資産管理に係る年間行動計画への反映を行うなど、具体的な対応を順次実施しております。

また、子会社において、会計・決算・内部統制およびリスク管理に関する知見を有し、適切な牽制機能を発揮できる役員体制の整備を進めております。

加えて、決算や会計処理に関する主要子会社との定例会議による情報共有を実施する等の取り組みも進めております

④ 監査役監査に関する取り組み

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、代表取締役との意見交換や部門長に対するヒアリングを行い、経営課題の把握や課題解決のための提言を行うとともに、職務権限に関する決裁報告制度を通じて当社グループの重要事項について、随時、報告を受けました。また、重要な子会社については、常勤監査役が分担して当該子会社の非常勤監査役を兼務することにより子会社ごとの経営状況の把握と個別の監査活動を直接行うことで一定の深度をもって連結グループの監査を実施しております。さらに、監査役は、内部監査部門である「内部監査室」の月次会議に出席し、業務監査の結果や財務報告にかかる内部統制制度における評価の確認を行いました。

なお、今般の不適切会計問題に関する再発防止策の一環として、監査補助人（監査役付・専任者）を配置し、社内情報の収集機能の強化と課題抽出作業等を補助する機能の拡充を図っております。また、監査役、内部監査室、会計監査人の三者の連携を強化し、それぞれが有する、または獲得した監査に関する情報を、およそ隔月の頻度で三様監査連絡会として定期的に共有し、効率的、効果的な監査活動を推進いたします。具体的には、三者それぞれにおけるリスク認識と監査計画の共有、監査過程での指摘・懸念事項の共有に加え、是正・改善状況の共有を行い、それぞれの監査活動の継続的な改善に努めます。

⑤ グローバルグループガバナンスに関する取り組み

当社は、グローバル事業基本要綱および関連諸規程に基づき、海外子会社において、かかる諸規程の自社規程化を行っております。また、グローバルリスクマネジメント活動の一環としてＢＣＰ作成についても継続的に取り組み、不測の事態に備えたリスク管理体制と対応の強化を進めております。さらに、健全な組織運営を支えるために、グローバル内部通報システムの整備と啓蒙に注力しております。これにより海外子会社におけるコンプライアンス違反の早期発見と適切な運営の促進を目指しております。

当事業年度においては、海外子会社に対し、グローバル事業基本要綱および関連諸規程に基づく各社規程、事業継続計画（ＢＣＰ）、内部通報制度の整備、運用状況を業務監査において確認するとともに、当事業年度において発生した不適切会計事案を受けて内部統制の再評価を行い、各社における内部統制上の不備事項の洗い出しとその是正に取り組みました。さらに海外子会社に対しても、現在、国内子会社と同様に、全社的な再発防止策の実施を推し進めております。

連結持分変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					確定給付制度の再測定	在外営業活動体の換算差額
2025年4月1日残高	55,855	47,723	△808	369,842	－	24,542
誤謬の訂正による累積的影響額	－	－	－	△79,309	－	112
遡及処理後当期首残高	55,855	47,723	△808	290,533	－	24,655
当期損失 (△)	－	－	－	△63,949	－	－
その他の包括利益	－	－	－	－	1,485	3,365
当期包括利益	－	－	－	△63,949	1,485	3,365
自己株式の取得	－	－	△3	－	－	－
自己株式の処分	－	50	97	－	－	－
配当金	－	－	－	△18,449	－	－
株式報酬取引	－	－	－	－	－	－
持分変動に伴う増減額	－	△1,748	－	△52	－	－
新規連結による増減額	－	－	－	－	－	51
連結除外による増減額	－	－	－	－	－	－
増資による変動	－	－	－	－	－	－
合併等による増減	－	－	－	41	－	－
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	－	－	5,355	△1,485	－
非金融資産への振替	－	－	－	－	－	－
所有者との取引額等合計	－	△1,697	94	△13,104	△1,485	51
2026年3月31日残高	55,855	46,025	△714	213,479	－	28,072

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資 本 合 計
	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素				合 計		
	そ の 他 の 包 括 利 益 を 通 じ て 測 定 す る 金 融 資 産 の 公 正 価 値 の 純 変 動	キ ャ ッ シ ュ フ ロ ー ・ ヘ ッ ジ	新 株 予 約 権	合 計			
2025年4月1日残高	10,572	9,277	133	44,525	517,139	19,719	536,858
誤謬の訂正による累積的影響額	4,273	－	－	4,385	△74,923	△3,710	△78,633
遡及処理後当期首残高	14,846	9,277	133	48,911	442,215	16,008	458,224
当期損失（△）	－	－	－	－	△63,949	△2,332	△66,282
その他の包括利益	21,177	8,200	－	34,228	34,228	2,121	36,350
当期包括利益	21,177	8,200	－	34,228	△29,720	△211	△29,932
自己株式の取得	－	－	－	－	△3	－	△3
自己株式の処分	－	－	－	－	148	－	148
配当金	－	－	－	－	△18,449	△658	△19,107
株式報酬取引	－	－	△14	△14	△14	－	△14
持分変動に伴う増減額	－	－	－	－	△1,800	△4,370	△6,170
新規連結による増減額	0	－	－	51	51	11,008	11,060
連結除外による増減額	－	－	－	－	－	△791	△791
増資による変動	－	－	－	－	－	59	59
合併等による増減	－	－	－	－	41	△4	37
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△3,869	－	－	△5,355	－	－	－
非金融資産への振替	－	△2,239	－	△2,239	△2,239	△299	△2,538
所有者との取引額等合計	△3,868	△2,239	△14	△7,557	△22,265	4,943	△17,321
2026年3月31日残高	32,154	15,238	118	75,583	390,229	20,740	410,970

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しています。ただし、同項後段の規定に準拠して、国際会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社等の数 206社

主要な連結子会社の名称

エア・ウォーター北海道(株)、エア・ウォーター東日本(株)、エア・ウォーター西日本(株)、エア・ウォーター・グリーンデザイン(株)、エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル(株)、エア・ウォーター・マツハ(株)、エア・ウォーター・マテリアル(株)、タテホ化学工業(株)、エア・ウォーター産業・医療ガス(株)、エア・ウォーター・メカトロニクス(株)、エア・ウォーター・ガスプロダクツ(株)、日本電熱(株)、エア・ウォーター・ライフソリューション(株)、エア・ウォーター防災(株)、川本産業(株)、エア・ウォーター・リアライズ(株)、(株)歯愛メディカル、ゴールドバック(株)、エア・ウォーターアグリ&フーズ(株)、(株)九州屋、(株)プラス、エア・ウォーター・エンジニアリング(株)、エア・ウォーター物流(株)、(株)日本海水、AIR WATER INDIA PRIVATE LIMITED.、AIR WATER AMERICA INC

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した会社の数 53社

主要な持分法を適用した会社の名称 K & Oエナジーグループ(株)

4. 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度より、株式の取得等に伴い、(株)歯愛メディカル、(株)ニッセンホールディングス、(株)白鳩、他19社を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度より、株式譲渡、合併による消滅及び会社の清算終了に伴い、丸進青果(株)、(株)高谷商店、他19社を連結の範囲から除いております。

5. 持分法適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度より、(株)歯愛メディカルを連結の範囲に含めたことにより、その関連会社であるニッセン・クレジットサービス(株)、他4社を持分法適用の範囲に含めております。

当連結会計年度より、株式を追加取得したことにより、歯愛メディカル(株)を持分法適用の範囲から連結の範囲に変更しております。また、株式の売却及び会社の清算終了に伴い、(株)ブイエム、他2社を持分法適用の範囲から除いております。

6. 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日が当社グループの連結決算日と異なる場合には、連結決算日現在に実施した仮決算に基づく子会社の財務諸表を使用し、連結を行っております。

7. 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

8. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産（デリバティブを除く）

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産を、(a) 償却原価で測定される金融資産、(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、(c) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しており、この分類は金融資産の当初認識時に決定しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品の取引コストは発生時に純損益で認識し、その他のすべての金融商品については、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。ただし、営業債権については取引価格で測定しております。

(a) 償却原価で測定される金融資産

負債性金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産は、公正価値に当該金融資産の取得に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

負債性金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却を目的とした事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式などの資本性金融商品は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産として指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

ただし、純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産に対し、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として指定することにより、会計上のミスマッチを除去又は大幅に低減する場合には、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として指定する取消不能な選択をする場合があります。

(ii) 事後測定

金融資産は当初認識後、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

公正価値で測定し、その変動額はその他の包括利益として認識しております。

ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品については、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、ほとんどすべてのリスクと経済価値が移転した場合に、金融資産の認識を中止しております。

当社グループがリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡した金融資産を支配し続ける場合には、継続的関与の範囲内において当該金融資産の認識を継続しており、その場合には、関連する負債も認識しております。

(iv) 減損

当社グループは、金融資産及び契約資産の減損の測定にあたっては、期末日ごとに償却原価で測定する金融資産に当初認識時点からの信用リスクの著しい増加があるかどうかに基づいております。

なお、償却原価で測定する金融資産について、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。ただし、営業債権については、当初から残存期間にわたる予想信用損失を認識しております。

一方、当初認識時点から信用リスクの著しい増加があった場合には、残存期間にわたる予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判断しており、デフォルトリスクに変化があるかどうかの判断にあたっては、主に延滞（期日超過情報）を考慮しております。

当社グループにおいて、債務者の重大な財政的困難、契約上の支払の期日経過が長期間延滞するなど金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える事象が生じた場合に債務不履行が生じていると判断しております。

いずれの金融資産についても、債務者の深刻な財政難、債務者の破産等の法的整理の手の開始等の場合には、信用減損金融資産として取り扱っております。

また、予想信用損失は、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測等についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映する方法で見積っております。

また、予想信用損失は、契約上受け取ることのできる金額と、過去の信用損失等に基づいて受取りが見込まれる金額との差額の割引現在価値に基づいて測定しております。

なお、法的に債権が消滅する場合等、債権の回収が合理的に見込めない場合には、金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

② デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺する際のヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含めております。当社グループは、ヘッジ開始時及び継続的に、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値又はキャ

キャッシュ・フローの変動を相殺するために有効であるかを評価しております。具体的には、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係が相殺をもたらす場合においてヘッジが有効であると判断しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、IFRS第9号「金融商品」に基づき以下のように分類し、会計処理を行っております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上したヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識している金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジ手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合、若しくはリスク管理目的の変更等ヘッジ会計が中止された場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた累積損益は、予定取引が発生するか又は発生が見込めなくなるまで引き続き資本に計上しております。

予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。

③ 金融商品の公正価値

期末日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法又は取引先金融機関から提示された価格等を参照して算定しております。

④ 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含めております。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額で測定しております。原価の算定にあたっては、主として加重平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

⑤ 有形固定資産

当社グループは、有形固定資産の測定に原価モデルを採用しております。有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入コストを含めております。

土地以外のすべての有形固定資産について、見積耐用年数にわたり、主として定額法で減価償却を実施しております。有形固定資産の見積耐用年数及び償却方法は、期末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑥ 無形資産

当社グループは、無形資産の測定に原価モデルを採用しております。

無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定し、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として認識しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。耐用年数を確定できる無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、期末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産のうち、商標権については、事業が継続する限り基本的に存続するため、将来の経済的便益が流入する期間が予見できないと判断し、耐用年数を確定できないものと判断しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、每期個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。さらに、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。

⑦ 使用権資産

当社グループは、使用権資産の測定に原価モデルを採用しております。使用権資産は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

原資産の所有権がリース期間の終了時までに借手に移転する場合又は、使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時までに定額法により減価償却しております。それ以外の場合は、開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで定額法により減価償却しております。使用権資産の見積耐用年数は、自己所有の有形固定資産と同様に決定します。

(2) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合には、債務を決済するために必要となると見込まれる支出の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間価値と負債に固有のリスクについての現在の市場の評価を反映した税引前の割引率を用いております。

(3) 収益

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用に伴い、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、「デジタル&インダストリー」「エネルギーソリューション」「ヘルス&セーフティー」「アグリ&フーズ」の事業、及び「その他の事業」を営んでおります。

「デジタル&インダストリー」は、主に酸素・窒素・アルゴン等の産業ガスの製造・販売及び、機能材料等の製造・販売並びに、北米やインドをはじめとした海外における産業ガスの製造・販売、高出力UPS（無停電電源装置）事業を展開しております。「エネルギーソリューション」は、主にLPガス・灯油の販売及び、LNG関連機器の製造・販売事業並びに炭酸ガス・水素ガスの製造・販売等の事業を展開しております。「ヘルス&セーフティー」は、主に酸素等の医療用ガス、歯科材料、衛生材料、注射針、エアゾール製品等の製造・販売並びに、病院設備工事、病院サービス、在宅医療等の事業を展開しております。「アグリ&フーズ」は、主に青果物の加工・流通及び冷凍食品・食肉加工等の製造・販売並びに清涼飲料水の製造受託を展開しております。「その他の事業」は、一般貨物・食品・医療・環境等の物流サービスを展開する物流事業、業務用塩やマグネシア等を製造・販売する海水事業、木質バイオマスによる電力事業、エレクトロニクス関連専門商社事業等から構成しております。

① 物品の販売

製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

② 役務の提供、機器工事契約

原則として取引成果の見積りが可能な場合は、履行義務の進捗度に応じて収益を認識しております。見積りが不可能な場合は、発生原価は発生した期の費用として認識し、収益は、費用が回収可能と認められる範囲でのみ認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金利要素は含んでおりません。

(4) 外貨換算

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。また、当社グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。

外貨建ての貨幣性資産及び負債は、期末日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定する資本性金融商品及びヘッジが有効な範囲内におけるキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の直物為替相場により、収益及び費用は取引日の直物為替相場又はそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算し、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の純損益として認識しております。

(5) 退職給付

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して制度ごとに個別に算定しております。

割引率は、期末日時点の優良社債の利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した純額にアセットシーリングの影響を加味して資産又は負債として認識しております。

確定給付制度に係る負債又は資産の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識した後、直ちに利益剰余金に反映しております。また、過去勤務費用は、発生した期の費用として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る掛金は、従業員が勤務を提供した期間に費用として認識しております。

(6) のれんに関する事項

のれんは、移転した対価と非支配持分として認識された金額の総額が識別可能取得資産及び引受負債の純額を超過した額として測定しております。

移転した対価と非支配持分として認識された金額の総額が、識別可能取得資産及び引受負債の純額を下回る場合、その差額は純損益として認識しております。

当初認識後、企業結合で取得したのれんは償却せず、当初認識した金額から減損損失累計額を控除した金額で表示しております。また、のれんの減損テストについては、毎年かつ減損の兆候が存在する場合はその都度行っております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

当社グループは、製品・サービス別の事業セグメントから構成されており、「デジタル&インダストリー」「エネルギーソリューション」「ヘルス&セーフティー」「アグリ&フーズ」「その他の事業」の5つの報告セグメントより生じた顧客との契約から生じる収益を売上収益として計上しております。

当社グループの売上収益は、「物品の販売」、「機器工事」、「役務の提供」の3つの種類に分解し認識しております。その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号に基づくリース収益が含まれております。当連結会計年度における、これらの分解された収益と当社グループの報告セグメントとの関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	デジタル&インダストリー	エネルギーソリューション	ヘルス&セーフティー	アグリ&フーズ	その他の事業	
物品						
ガス	131,941	68,954	11,448	—	1,048	213,393
その他	86,683	18,656	109,173	148,651	120,731	483,897
機器工事	63,530	8,048	132,448	3,329	29,526	236,882
役務提供	33,193	2,618	14,943	701	65,587	117,045
顧客との契約から認識した収益	315,349	98,278	268,013	152,682	216,894	1,051,218
その他の源泉から認識した収益	14,588	224	457	305	—	15,576
売上収益合計	329,938	98,502	268,471	152,988	216,894	1,066,795

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「8.会計方針に関する事項（3）収益」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約残高の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	219,214	197,688
契約資産	15,940	21,284
契約負債	12,278	18,140

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権は営業債権及びその他の債権、契約資産はその他の流動資産、契約負債はその他の流動負債に含まれております。

契約資産は一部の機器工事の製造及び販売において履行義務の進捗度に応じて認識したものであり、履行義務の充足部分と交換に受取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件付きの権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。契約負債は財又はサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受け取っている又は対価の支払期限が到来しているものであります。

当連結会計年度の期首時点で契約負債(流動)に含まれていた金額のうち当連結会計年度に収益として認識されなかった金額に重要性はありません。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの主な履行義務は当初の予想期間が1年以内の契約の一部であるため、当連結会計年度末現在で未充足(又は部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格の総額に関する開示は省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

1. 非金融資産の減損

有形固定資産	505,617百万円
のれん	51,587百万円
無形資産	31,976百万円

当社グループは、期末日時点で資産に減損の可能性を示す兆候の有無を判定しております。減損の兆候がある場合、及び資産に年次の減損テストが必要な場合、当社グループはその資産の回収可能価額を測定しております。資産の回収可能価額は使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い金額としており、個々の資産について回収可能価額を測定することができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を測定しております。資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。使用価値の測定にあたっては、貨幣の時間価値及びその資産に特有のリスクについて現在の市場の評価を反映した税引前の割引率を用いて、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値を計算しております。また、処分コスト控除後の公正価値の測定にあたっては、インカム・アプローチ（割引キャッシュ・フロー法）又はマーケット・アプローチ（類似企業比較法等）を使用しております。なお、将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者により承認された事業計画を基礎としており、事業計画の予測の期間を超えた後の将来キャッシュ・フローは、個別の事情に応じた長期平均成長率をもとに算定しております。

のれんは、取得日以降企業結合のシナジーによる便益が生じると期待される個々の資金生成単位に配分しております。

のれん又は耐用年数を確定できない無形資産、及び未だ使用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合又は少なくとも年次で、減損テストを実施しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産	44,492百万円
--------	-----------

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額(一時差異)に基づいて算定しております。

原則として繰延税金負債はすべての将来加算一時差異について認識し、繰延税金資産は将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識しております。

繰延税金資産及び負債の帳簿価額(未認識の繰延税金資産を含む)については、期末日ごとに再検討を行っております。繰延税金資産及び負債は、期末日までに制定又は実質的に制定されている税率に基づいて、当該資産が実現する又は負債が決済される期の税率を見積り、算定しております。

これらの重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断については、ウクライナや中東情勢のさらなる緊迫化、欧米でのインフレやそれに伴う金融政策の継続、為替市場での円安の進行など不透明な経済環境が当面の間継続することを仮定しております。見積りの前提に変化が生じた場合、重要な影響を与える可能性があります。

(誤謬の訂正に関する注記)

当社は2025年7月、連結子会社である日本ヘリウム株式会社で在庫を巡る不適切な会計処理が行われていることを発見しました。その後の社内調査を進めるなかで、2025年9月、同じく連結子会社であるエア・ウォーター・エコロッカ株式会社、エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社、及び当社プラントガス部でも、在庫や貯蔵品等に係る不適切な会計処理が判明し、会計監査人による監査の実施過程でも、これらの会計処理に対して指摘を受けました。こうした状況を受け、当社は、社外の弁護士・公認会計士のサポートの下、社外監査役主導の社内調査を進めてきましたが、上記4案件において当社役職員の関与の可能性が生じるとともに、同様の事象が当社及び他のグループ会社で発生していないか、さらに十分な調査が必要となったため、2025年10月9日、外部専門家で構成される特別調査委員会を設置いたしました。

その後、当社は特別調査委員会から2026年2月12日に調査報告書（2026年2月9日時点）、2026年3月31日に調査報告書、2026年6月19日に追加調査報告書を受領しました。その結果、売上又は利益目標の達成に対する当社経営トップによる過度なプレッシャーを背景に、当社並びに相当数の子会社及び関連会社において、在庫の過大計上、資産評価損の先送り、売上の過大計上及び先行計上、不要な取引先を介在させた売上の嵩上げ、引当金の計上回避、資産性のない支出の資産計上等、売上や利益を嵩上げする目的で、様々な手法による不適切な会計処理が広範に行われていることが発見されました。特に、エア・ウォーター防災株式会社においては、仕掛品の過大計上、売上の期間帰属の操作、原価付替による利益操作等の不適切な会計処理のほか、これらの不適切な会計処理を隠蔽するための証憑の偽造が行われていました。また、株式会社日本海水においては、工場設備の定期修繕費及び労務費の恣意的な固定資産計上、本来純額で表示すべき代理人取引における売上の総額表示、事業部間における原価付替等による不適切な会計処理が行われていました。

当社は、特別調査委員会の調査結果を踏まえ、過年度の会計処理の適正性について、当社による追加的な自主点検を実施しました。その結果、不適切な会計処理を是正したことに伴う固定資産の減損損失の計上漏れ、関係会社投融資に係る評価損の計上漏れなどが新たに判明しました。

そのため、過年度の不適切な会計処理について誤謬の訂正を行うとともに、当連結会計年度の連結計算書類における虚偽表示を修正しております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の資本の帳簿価額に反映されております。

この結果、当連結会計年度の連結持分変動計算書の期首残高は、利益剰余金が79,309百万円減少、在外営業活動体の換算差額が112百万円増加、その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動が4,273百万円増加、非支配持分が3,710百万円減少しております。また、当連結会計年度の売上収益に関する虚偽表示の修正額は△64,714百万円（うち△57,789百万円が純額表示への修正、557百万円

が期間帰属の修正)であり、修正対象となった取引は多数に及んでおります。また、不適切な会計処理を隠蔽するための証憑の偽造が行われていたエア・ウォーター防災株式会社について、当連結会計年度の連結計算書類に含まれる同社の売上収益は25,176百万円、売上原価は16,722百万円であります。

なお、当社は、過去に提出済みの有価証券報告書等の訂正に関連して、金融商品取引法に基づく開示規制違反に該当するとして、当局による調査や課徴金納付命令の対象になる可能性があり、調査が行われる場合には、調査への協力など適切に対応してまいります。一方、現時点では、当該事項が当社グループの財政状態及び経営成績に与える影響を合理的に見積もることは困難なため、連結計算書類には反映しておりません。

(特別調査費用等及び過年度決算訂正関連費用)

当社グループでは、2026年3月期第2四半期(中間期)決算において不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。

これに伴い、社外の独立した弁護士及び公認会計士等の外部専門家で構成される特別調査委員会の調査費用及び過年度決算訂正に関する費用が発生しています。また「企業風土改革」「ガバナンス改革」「経営管理基盤、内部統制の再構築」「全社戦略の見直し(事業ポートフォリオの見直し)」の4項目を柱とする再発防止策の検討、および改善計画・状況報告書策定に際し外部専門家から支援を受けることによる費用が発生し、当連結会計年度に13,036百万円を販売費及び一般管理費に計上しています。

上記のほか、翌連結会計年度において連結計算書類作成時点までに約11,226百万円の費用が発生しており、翌連結会計年度に費用として計上する予定です。ただし、外部専門家から支援される改善活動は継続しているため、最終的な計上額は増加する見込みです。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び現金同等物	110百万円
有形固定資産	12,741百万円
その他の金融資産	1,039百万円
計	13,891百万円

(2) 担保付債務

営業債務及びその他の債務	3,187百万円
社債及び借入金(流動)	1,575百万円
社債及び借入金(非流動)	3,640百万円
計	8,403百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 674,913百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しています。
3. 保証債務 関係会社等の借入金に対する 664百万円
保証債務
4. 資産から直接 控除した貸倒引当金
営業債権及びその他の債権 2,332百万円
その他の金融資産 580百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 非金融資産の減損

減損損失は、連結損益計算書の「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」、「その他の費用」に計上しております。減損損失を認識した資産の種類別内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント	資産の種類	減損損失
デジタル&インダストリー	のれん、機械装置及び運搬具、他	70,645
エネルギーソリューション	建物及び構築物、他	4,036
ヘルス&セーフティー	のれん、建物及び構築物、他	17,896
アグリ&フーズ	のれん、他	3,484
その他の事業	機械装置及び運搬具、他	11,414
全社資産	無形資産、他	504
計		107,981

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首	増 加	減 少	当 連 結 会 計 年 度 末
普 通 株 式	229,755,057株	－	－	229,755,057株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	9,853	43.00	2025年3月31日	2025年6月27日

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	8,595	37.50	2025年9月30日	2025年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2026年6月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	8,595	37.50	2026年3月31日	2026年6月30日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 92,100株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に社債の発行や銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、外貨建取引における為替リスク及び長期借入金の金利変動リスクを回避するためのみに利用し、投機を目的にデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループの営業活動から生じる債権である営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜把握しております。デリバティブ取引の執行・管理については、為替予約を伴う輸出入取引を行う場合には、所定の社内規程に基づき稟議決裁を行い、財務部門が実施しています。金利スワップ取引及び金利オプション取引を伴う長期借入金により資金調達を行う場合には、財務部門の申請により、所定の社内規程に基づき稟議決裁を行い、その内容は取締役会に報告しています。当社グループが利用しているデリバティブ取引につきましては、いずれも大手金融機関を利用しており、信用リスクは限定的と考えております。

② 流動性リスク

当社グループは、借入金及び社債により資金を調達しておりますが、それら負債は、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、グループ財務業務基本方針に基づき、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、当社財務部門は、定期的に、手許流動性及び有利子負債の状況等を把握・集約し、当社の取締役会に報告しております。

③ 市場リスク

(i) 為替リスク

当社グループは、海外でも事業活動を行っており、外貨建による売買取引において、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当該外国為替相場の変動リスクを低減するために、必要に応じ為替予約や通貨スワップを利用してヘッジしております。

(ii) 金利リスク

当社グループの金利リスクは、現金同等物等とのネット後の有利子負債から生じます。借入金及び社債のうち、変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。当社グループは、当該リスクをデリバティブ取引（金利スワップ取引）によりヘッジしております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における連結財政状態計算書計上額、公正価値については、次のとおりであります。なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、次表に含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結財政状態 計算書計上額	公正価値
償却原価で測定している金融資産		
長期貸付金	960	965
合計	960	965
償却原価で測定している金融負債		
社債	100,000	95,359
長期借入金	258,771	249,674
合計	358,771	345,034

(注) 金融商品の公正価値の算定方法

- ・長期貸付金：元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- ・社債：元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。
- ・長期借入金：元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、公正価値測定に用いたインプットのレベル区分に基づき、以下のいずれかに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、直接又は間接的に観察可能な価格で構成されたインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプット

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、報告期間の末日時点で発生したものとして認識しております。なお、当連結会計年度において、レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

公正価値で測定される主な金融商品の測定方法は、以下のとおりであります。

a. デリバティブ

デリバティブ取引等は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法等により算定しており、公正価値の測定ではレベル2に分類しております。

b. 資本性金融商品

資本性金融商品の公正価値については、レベル1に分類される上場株式については取引所の市場価格、レベル3に分類される非上場株式については、合理的に入手可能なインプットにより、類似企業比較法又はその他適切な評価技法を用いて算定しております。なお、必要に応じて一定の非流動性ディスカウント等を加味しております。

c. 負債性金融商品

負債性金融商品の公正価値については、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、純資産価値に基づく方法及びその他の適切な評価方法により見積もっております。

当連結会計年度末における公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類した、公正価値で測定される金融商品の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて 公正価値で測定する金融資産				
負債性金融商品	－	－	4,470	4,470
デリバティブ資産	－	28,993	－	28,993
その他	－	481	－	481
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	57,179	－	15,352	72,532
合計	57,179	29,474	19,823	106,477
金融負債				
純損益を通じて 公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	－	73	－	73
合計	－	73	－	73

レベル3に分類される金融商品は、主に非上場株式により構成されており、適切な権限者に承認された公正価値測定に係る評価方法を含む評価方針及び手続に従い、評価者が対象となる各金融商品の評価方法を決定し、公正価値を算定しております。その結果は適切な権限者がレビュー、承認しております。

(投資不動産に関する注記)

投資不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	1,702円38銭
基本的1株当たり当期損失	279円01銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 多額な資金の借入

当社は、運転資金の確保及び財務基盤の安定化のために、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、2026年1月30日開催の取締役会の決議に基づき、2026年2月12日付で、総額113,000百万円のシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。このコミットメントライン契約に基づき、以下の通り借入を実行いたしました。

借入先	三井住友信託銀行株式会社	三井住友信託銀行株式会社
借入金額	30,000百万円	17,000百万円
借入金利	基準金利＋スプレッド	基準金利＋スプレッド
借入実行日	2026年6月29日	2026年7月29日
借入期間	1か月	1か月
担保の有無	なし	なし

(その他の注記)

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本													
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金								自己株式	株主資本合計
		資 準 備 本 金	そ の 他 本 金 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 計		
						固定資産 圧 縮 積 立 金	特別償却 準 備 金	配当平均 積 立 金	退職手当 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	55,855	57,333	2,120	59,453	2,617	5,832	5	835	250	13,259	86,768	109,569	△808	224,070
誤謬の訂正による 累積的影響額											△31,056	△31,056		△31,056
遡及処理後 当期首残高	55,855	57,333	2,120	59,453	2,617	5,832	5	835	250	13,259	55,712	78,512	△808	193,013
当期変動額														
剰余金の配当											△18,449	△18,449		△18,449
固定資産圧縮積立金の取崩						△16					16	－		－
特別償却準備金の取崩							△4				4	－		－
当期純損失											△21,036	△21,036		△21,036
自己株式の取得													△3	△3
自己株式の処分			50	50									97	148
組織再編による増減						△7					△13,952	△13,960		△13,960
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)														
当期変動額合計	－	－	50	50	－	△23	△4	－	－	－	△53,417	△53,445	93	△53,301
当期末残高	55,855	57,333	2,171	59,504	2,617	5,809	0	835	250	13,259	2,295	25,066	△714	139,712

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	14,386	22	△8,381	6,028	133	230,232
誤謬の訂正による 累積的影響額	48		△3	44		△31,011
遡及処理後 当期首残高	14,435	22	△8,384	6,073	133	199,220
当期変動額						
剰余金の配当						△18,449
固定資産圧縮積立 金の取崩						－
特別償却準備金の 取崩						－
当期純損失						△21,036
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						148
組織再編による 増減						△13,960
株主資本以外の項 目の 当 期 変 動 額 (純額)	13,716	1	1,768	15,486	△14	15,471
当期変動額合計	13,716	1	1,768	15,486	△14	△37,829
当期末残高	28,152	23	△6,616	21,559	118	161,390

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等以外の
もの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、
移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕掛品

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零 (残価保証がある場合は、残価保証額) とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、原則として、それぞれ発生の翌期から費用処理をしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数により費用処理しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業による損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(5) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に「デジタル&インダストリー」、「エネルギーソリューション」、「ヘルス&セーフティー」、「その他の事業」を営んでおります。「デジタル&インダストリー」は、酸素・窒素・アルゴン等の産業ガスの製造・販売のほか高圧ガス関連設備工事及びガス発生装置の製作・据付をしております。「エネルギーソリューション」は、ＬＰガス・灯油・ＬＮＧ等の石油製品等の販売をしております。「ヘルス&セーフティー」は、酸素・窒素等の医療用ガスの製造・販売のほか各種医療機器、病院設備工事等の事業を展開しております。「その他の事業」は、上記以外の事業を行っております。

(1) 物品の販売

製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

(2) 役務の提供、機器工事契約

役務の提供及び機器工事契約については、一時点で充足される履行義務として、引渡し又は工事が完了した時点で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね１年以内に回収しており、重要な金利要素は含んでおりません。

(3) 受取配当金

受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約につきましては、振当処理を行うこととしております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップにつきましては、特例処理を行うこととしております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建取引
金利スワップ	長期借入金
金利オプション	長期借入金

ヘッジ方針

当社は、取組方針として、為替及び金利変動のリスクを回避するためにのみデリバティブ取引を利用することとしております。

利用に際しては、社内規程に基づきデリバティブ取引を行い、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジします。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動等を相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(表示方法の変更)

当社は、2025年10月1日付でAWIデジタル&インダストリーグループ・ガスプロダクツユニット内の産業ガス事業の一部を会社分割により、当社の完全子会社であるエア・ウォーター・ガスプロダクツ㈱に承継させていることに伴い、グループ管理業務の対価としての子会社からの受取配当金の重要性が高まったと考え、当事業年度より表示方法の変更を行っております。

従来、子会社からの受取配当金を「営業外収益」の「受取利息及び受取配当金」に含めて計上していましたが、「売上高」として計上する方法に変更しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりです。

1. 関係会社株式の減損

関係会社株式 305,653百万円

非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、実質価額まで減額処理しております。なお、企業買収において超過収益力等を反映して取得した非上場の関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化がないとしても、超過収益力等の減少に伴う実質価額の大幅な低下が将来の期間にわたって続くと予想され、超過収益力等が見込めなくなった場合には、実質価額が著しく低下している限り、実質価額まで減額処理しております。

関係会社における事業計画の未達等により、実質価額の回復可能性が十分に裏付けられていると判断できない場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 5,927百万円

繰延税金資産はその回収可能性を評価し、将来減算一時差異等のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で計上しております。事業計画の前提条件の変化等により繰延税金資産の回収可能性が低下した場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺した上で、貸借対照表には繰延税金負債13,363百万円として計上しております。

(誤謬の訂正に関する注記)

当社は2025年7月、連結子会社である日本ヘリウム株式会社で在庫を巡る不適切な会計処理が行われていることを発見しました。その後の社内調査を進めるなかで、2025年9月、同じく連結子会社であるエア・ウォーター・エコロッカ株式会社、エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社、及び当社プラントガス部でも、在庫や貯蔵品等に係る不適切な会計処理が判明し、会計監査人による監査の実施過程でも、これらの会計処理に対して指摘を受けました。こうした状況を受け、当社は、社外の弁護士・公認会計士のサポートの下、社外監査役主導の社内調査を進めてきましたが、上記4案件において当社役職員の関与の可能性が生じるとともに、同様の事象が当社及び他のグループ会社で発生していないか、さらに十分な調査が必要となったため、2025年10月9日、外部専門家で構成される特別調査委員会を設置いたしました。

その後、当社は特別調査委員会から2026年2月12日に調査報告書（2026年2月9日時点）、2026年3月31日に調査報告書、2026年6月19日に追加調査報告書を受領しました。その結果、売上又は利益目標の達成に対する当社経営トップによる過度なプレッシャーを背景に、当社並びに相当数の子会社及び関連会社において、在庫の過大計上、資産評価損の先送り、売上の過大計上及び先行計上、不要な取引先を介在させた売上の嵩上げ、引当金の計上回避、資産性のない支出の資産計上等、売上や利益を嵩上げする目的で、様々な手法による不適切な会計処理が広範に行われていることが発見されました。特に、エア・ウォーター防災株式会社においては、仕掛品の過大計上、売上の期間帰属の操作、原価付替による利益操作等の不適切な会計処理のほか、これらの不適切な会計処理を隠蔽するための証憑の偽造が行われていました。また、株式会社日本海水においては、工場設備の定期修繕費及び労務費の恣意的な固定資産計上、本来純額で表示すべき代理人取引における売上の総額表示、事業部門における原価付替等による不適切な会計処理が行われていました。

当社は、特別調査委員会の調査結果を踏まえ、過年度の会計処理の適正性について、当社による追加的な自主点検を実施しました。その結果、不適切な会計処理を是正したことに伴う固定資産の減損損失の計上漏れ、関係会社投融資に係る評価損の計上漏れなどが新たに判明しました。

そのため、過年度の不適切な会計処理について誤謬の訂正を行うとともに、当事業年度の計算書類における虚偽表示を修正しております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、当事業年度の株主資本等変動計算書の利益剰余金期首残高が31,056百万円減少、その他有価証券評価差額金期首残高が48百万円増加、土地再評価差額金期首残高が3百万円減少しております。

なお、当社は、過去に提出済みの有価証券報告書等の訂正に関連して、金融商品取引法に基づく開示規制違反に該当するとして、当局による調査や課徴金納付命令の対象になる可能性があり、調査が行われる場合には、調査への協力など適切に対応してまいります。一方、現時点では、当該事項が当社グループの財政状態及び経営成績に与える影響を合理的に見積もることは困難なため、計算書類には反映しておりません。

(追加情報)

(特別調査費用等及び過年度決算訂正関連費用)

当社グループでは、2026年3月期第2四半期（中間期）決算において不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。

これに伴い、社外の独立した弁護士及び公認会計士等の外部専門家で構成される特別調査委員会の調査費用及び過年度決算訂正に関する費用が発生しています。また「企業風土改革」「ガバナンス改革」「経営管理基盤、内部統制の再構築」「全社戦略の見直し（事業ポートフォリオの見直し）」の4項目を柱とする再発防止策の検討、および改善計画・状況報告書策定に際し外部専門家から支援を受けることによる費用が発生し、当事業年度に13,036百万円を販売費及び一般管理費に計上しています。

上記のほか、翌事業年度において計算書類作成時点までに約11,226百万円の費用が発生しており、翌事業年度に費用として計上する予定です。ただし、外部専門家から支援される改善活動は継続しているため、最終的な計上額は増加する見込みです。

(貸借対照表に関する注記)

1.	有形固定資産の減価償却累計額	89,721百万円	
2.	保証債務	関係会社等の借入金等に対する保証債務	48,991百万円
		関係会社の為替予約に対する保証債務	13,886百万円
3.	関係会社に対する金銭債権と金銭債務		
	短期金銭債権	57,060百万円	
	長期金銭債権	3,282百万円	
	短期金銭債務	90,981百万円	
4.	土地の再評価		
	「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、再評価差額については、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。		
	再評価の方法	「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布 政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。	
	再評価を行った年月日	2002年3月31日	
	再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	1,413百万円	

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売 上 高	108,961百万円
仕 入 高	30,908百万円
そ の 他	27,635百万円
営業取引以外の取引高	17,197百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普 通 株 式	599,422株	1,573株	72,133株	528,862株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加他 1,573株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての処分による減少 60,673株

ストックオプションの行使による減少他 11,460株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社事業損失 21,599百万円

減損損失 2,509百万円

投資有価証券評価損 316百万円

減価償却超過額 118百万円

未払費用（賞与） 110百万円

退職給付引当金（負債） 436百万円

税務上の繰越欠損金 3,177百万円

その他 16,856百万円

繰延税金資産小計 45,125百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △3,177百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △36,020百万円

評価性引当額小計 △39,198百万円

繰延税金資産合計 5,927百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金 △2,667百万円

有価証券評価差額金 △12,969百万円

その他 △3,654百万円

繰延税金負債合計 △19,291百万円

繰延税金負債の純額 △13,363百万円

なお、上記の他、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が2,477百万円あり、評価性引当額2,477百万円を計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が576百万円あります。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	エア・ウォーター 東日本 (株)	所有 直接100%	高圧ガス・L P ガス、灯油、関連機器の販売等 役員の兼任	販 売	21,436	売 掛 金	4,669
				利息の支払 資金の返済	18 482	短期借入金 (CIS)	8,877
子会社	エア・ウォーター 西日本 (株)	所有 直接100%	高圧ガス・L P ガス、関連機器の販売等 役員の兼任	販 売	16,465	売 掛 金	3,000
				利息の支払 資金の借入	18 5,799	短期借入金 (CIS)	11,303
子会社	エア・ウォーター・エンジ ニアリング (株)	所有 直接100%	各種ガス発生装置の 設計、製作、販売、 メンテナンス等 役員の兼任	設 備 の 購 入	6,660	設備未払金	3,804
子会社	エア・ウォーター・ガスプ ロダクツ (株)	所有 直接100%	高圧ガス製造工場の 操業・保全等の委託	業 務 委 託	14,718	—	—
			産業ガス事業の移管	会社分割(注 3) 分割資産合計 分割負債合計	17,413 5,222	—	—
子会社	AIR WATER AMERICA INC.	所有 直接100%	増資 債務保証	増 資	7,335	関係会社株式	57,895
				借入金に対する債務保証	9,661	—	—
子会社	エア・ウォーター・ライフ ソリューション (株)	所有 間接100%	L P ガス・灯油等の 販売	販 売	24,486	売 掛 金	10,894
子会社	エア・ウォーター小名浜バ イオマス電力 (株)	所有 直接100%	債務保証 役員の兼任	借入金に対する債務保証	12,500	—	—
				為替予約に対する債務保証	13,886	—	—
子会社	HITEC Holding B.V.	所有 直接100%	債務保証	借入金に対する債務保証	9,143	—	—

子会社	AIR WATER INDIA PRIVATE LIMITED	所有 直接99.98% 間接0.02%	債務保証	借入金に対する債務保証	11,639	—	—
-----	------------------------------------	---------------------------	------	-------------	--------	---	---

- (注) (1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等
・ 為替予約の取引条件は契約時の為替相場等に基づき合理的に決定しております。なお、為替予約の取引金額は契約額を記載しております。
・ その他取引については、一般的取引条件と同様に決定しています。
(3) 会社分割の詳細については、注記事項（企業結合に関する注記）に記載しております。

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及び その近親者	豊田昌洋 (注1)	—	元当社名誉相談役	相談役報酬の支払 (注2)	45	—	—

- (注) (1) 2025年12月3日に当社代表取締役会長を辞任した豊田喜久夫の実兄であります。
(2) 報酬額については、業務内容を勘案し決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	703円55銭
1株当たり当期純損失金額	91円78銭

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引等

当社は、2025年10月1日を効力発生日として、当社デジタル&インダストリーグループ・ガスプロダクツユニット内の産業ガス事業の一部を会社分割により、当社の完全子会社であるエア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社（以下、AWガスプロダクツ）へ承継させました。

1. 取引の概要

- (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容
ガスプロダクツユニット内の産業ガス事業の一部

- (2) 企業結合日
2025年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、AWガスプロダクツを吸収承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）

(4) 結合後企業の名称

エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

これまで、当社が産業ガス製造プラントを資産保有し、AWガスプロダクツが当社からの業務受託によりプラントの操業管理等を行う体制としていましたが、この度、鉄鋼向けオンサイトガス供給プラントを中心とした産業ガス事業をAWガスプロダクツに集約することで、各種産業ガス製品の製造、販売、物流、保守の一貫体制を構築してまいります。

本会社分割は、産業ガス製造に関わる事業構造改革の一環として、当社デジタル&インダストリーグループ・ガスプロダクツユニット内の産業ガス事業の一部をAWガスプロダクツに承継させるものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（重要な後発事象に関する注記）

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（その他の注記）

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。